

午前 10時 30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

欠席届が出ています。商工観光課長が家族看護のため、富士見出張所長が出張公務のため欠席、監査委員事務局長が家族介護のため午後 1 時から欠席です。

本日は議案審査を予定しています。議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第 17 条に基づき、委員長から議長に申し入れ、区長にご出席いただきました。区長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の日程をご確認ください。議案審査が 11 件、地域振興部の報告事項が 2 件、政策経営部の報告事項が 3 件です。

日程のとおりに進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、日程 1、議案審査に入ります。議案第 36 号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○齊藤税務課長 税制改正に伴う地方税改正について、ご説明をいたします。

令和 8 年 3 月 31 日に地方税法等が一部改正されたことに伴って、千代田区特別区税条例について所要の改正を行うものです。今回の改正は、本年第 1 回臨時会において議会に報告、承認いただいた専決処分以外の部分の条例改正になります。

項番 2、主な改正概要。主な改正ですが、項番（1）については、国税である所得税法の防衛・復興所得税関連の改正に伴って、ふるさと納税制度の控除額の割合の規定について対応する整備をいたします。

項番（2）については、公的年金等の受給者の扶養親族等の必要な情報を得られるように提出される範囲について、特別障害者や寡婦、独り親等の情報の追加改正に対応する整備をいたします。

項番（3）、（4）は、それぞれ特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制における期限の廃止と、住宅借入金等特別税額控除における期限の延長に対応する規定整備をそれぞれいたします。

最後に、（5）は優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得についてでございます。課税特例の延長の規定整備、及び対象範囲から急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域を除外する規定を追加いたします。

項番 3、施行予定日。施行予定日については、項番 2 の（1）、（5）に関する規定は令和 10 年 1 月 1 日の施行予定です。また、項番 2 の（2）から（4）は令和 9 年 1 月 1 日の施行予定としております。

最後に、別紙としまして条例の新旧対照表を添付しております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。説明を頂きました。これより質疑に入ります。

○米田委員 今回の改正は、国の改正に伴って区条例を改正することだと思っております。さっき、今、課長がおっしゃったようにセルフメディケーションとか税の優遇とかがありますんで、区民にとって何ら不利益はないものと承知しています。で、区にとって何か改

正するとか、区民にとってどう変化するかというのがあれば、まずお聞かせください。

○齊藤税務課長 委員ご質問の件についてですが、今例示として挙げられましたセルフメディケーション税制ということにつきましては、これまでも自主的な健康管理でスイッチOTC薬の乱用抑止、医療費の適正化を図ることを目的としてセルフメディケーション税制というのができております。こちらのほう、説明の中でも申し上げましたけれども、期限が有限で決まっておりましたけれども、そちらのほうで廃止ということで、今後ずっと続くということが政府のほうで決定されました。それに伴ってセルフメディケーション、また引き続き使えるということで、区民のメリットになるかと思えます。

また、住宅借入金特別控除についても、こちらのほうについては——、申し訳ございません、ちょっと待ってください、住宅購入の際の借入金について、約、そうですね、税率が約1%かな、ちょっとお待ちください、ローン残について0.7%の優遇があるということでございます。こちらのほうも有期限だったものが、こちらのほうで書いてあるとおり期間の延長5年間ということで、また引き続き、そちらのほうの税制優遇を来年度以降も行えるということで理解しております。よろしくお願いします。

○米田委員 ありがとうございます。区民にとって、これ、メリットがある方々が若干、特に住宅ローンなんか増える可能性があります。今、変動の住宅ローンで困られている方もいるぐらいなんで、利用される方々が知らなかったとか不利益にならないように、しっかり周知していただきたいんですけど、いかがですか。

○齊藤税務課長 はい。周知については方法も含めて引き続き検討させていただいて、税の相談とかを活用しながら、窓口とか税制相談でお知らせするような形で進めていきたいと思えます。

○岩佐委員長 ほかにご質疑ございますか。

○はやお副委員長 先ほど米田委員のほうからも出ましたとおり、セルフメディケーションのほうの期限が廃止された。これは非常に大切なことだと、重要なことだと思うんですけど、これ、区内の利用実績というのは分かるのかな。そのところを答えていただきたい。

○齊藤税務課長 残念ながら、区内の利用実績については把握しておりません。

○はやお副委員長 また、これ非常に健康推進ということに関しては重要なことですので、先ほどもありましたとおり、住宅借入金等の特別税額控除と同じように周知徹底というのがどのようにされるのか。やっぱり知らないで周知されないということもありますが、これはどういうふうに周知徹底していくのか、そのところをもう一度お願いいたします。

○齊藤税務課長 周知徹底についてのご質問です。まだ、周知徹底については税制が改正されて施行される期日まで時間がございますので、例えばホームページ等を使ったり、あとは区民のほうに周知する方法、様々、区のほうで準備しておりますので、そちらのいろいろな様々な方法を考えながら期日前にしっかりと伝えていきたいと思えます。

○はやお副委員長 まあ、ここのところはね、重要なので、様々な、そしてまたどういうふうに告知していくのか、徹底していただきたいと思えます。

あと、最後で、これはちょっと分からないので。なぜ施行予定日が令和9年1月1日のものと令和10年1月1日になるのか。どちらかに合わせることも必要なのかなと思うんですけど、ちょっとこれは確認のために。なぜ施行が二つに分かれているのか、その辺の

ところをお答えいただきたいと思います。

○齊藤税務課長 こちらの施行なんですけれども、地方税法の3月31日の施行期日がそれぞれ分かれておりまして、国の税制の地方税法の改正に伴ってということになりますので、条例のほうもその日に合わせた形でやるということになっております。

○岩佐委員長 ほかにご質疑ございますか。大丈夫ですか。

私からも、ちょっといいですか。全体的に区民にとっては割とありがたい改正が結構あると思うんですけども、区にとって、入ってくる税金がどれくらい減るということは、見込みとかはあるんでしょうか。

○齊藤税務課長 入ってくる税金の見込みというのは、まあ、総額で、いわゆる所得税は所得税で申請したところで、所得税で区のほうに知らせられた額から住民税を算定することになりますので。実際にセルフメディケーションの制度とか、例えばですね、セルフメディケーションの制度なんかは、購入費から1万2,000円の控除額というのを取った上で、そのアップパーについて上限8万8,000円までということで、およそ8万8,000円まではセルフメディケーションの税制の緩和を受けられるということになりますので。それぞれどのくらいかというのは未定なので、ちょっとそこら辺は把握しづらいなというところは所管の感想としてはあります。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑、大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 省略で。討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

初めに、議案第36号、千代田区特別区税条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第36号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号、千代田区印鑑条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○小川総合窓口課長 それでは、地域振興部資料2に基づいてご説明申し上げます。

千代田区印鑑条例の一部を改正する条例について、改正理由でございますが、出入国管理及び難民認定法——ほかもう一つあるんですけども——の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年6月14日から既に始まっているんですが、個人番号カードの機能を内包した、一つが特定在留カード、及び特定特別永住者証明書の運用がもう既に開始されております。それに伴い、当該カード等においても多機能端末での印鑑登録証明書の申請等の利用を可能とするため、その規定を整備する必要がございました。

改正の内容についてでございますが、多機能端末による印鑑登録証明書の申請等の対象

について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を加えるというものでございます。

（２）といたしまして、併せて電気通信事業法の一部改正に伴い、印鑑条例中において引用する電気通信事業法の条文について号ずれが生じたため、その規定を整備するものでございます。

新旧対照表については、別紙の資料をご確認ください。

施行の期日は公布の日よりとなっております。

以上です。

○岩佐委員長 ありがとうございます。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。よろしいですかね、質疑。

米田委員。どうぞどうぞ、やってください。

○米田委員 じゃあ、１点だけ。今回の改正によって住民登録とか印鑑登録のシステム上、何か特別変化があるのか、費用負担があるのかというのだけ確認させてください。

○小川総合窓口課長 特段費用が余計かかるというものはありませんが、この特定在留カード及び特定特別永住者証明書、これの内容を書き換えるためのソフトを、今、既にあるパソコンの端末、そちらのほうに入れまして、もう既に出張所の端末も含めまして、そのソフトは入っておるんですが、そちらのシステムの設定につきましても、うちの情報システム課の職員が対応いたしましたので、特に費用はかかっていないと認識しております。

○岩佐委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

のざわ委員。

○のざわ委員 今回の改正で区内に在住される外国人の方々への情報発信、周知は、どのように行われますかということと、その際、また端末操作のときの多言語サポートとか、誰もが迷わずできる利便性の確保の取組についても、もしよかったら。よろしく願います。

○小川総合窓口課長 のざわ委員のご質問の一つ目が周知のほうでございますが、既に区のホームページの外国人登録のページにつきまして、今回の法改正に合わせまして、既に更新を済ませているところでございます。区のホームページの外国人住民の方の登録制度というページが新しくなってございます。

それと、あとコンビニ端末での利便性の向上ということでしょうかね、なんですが、それにつきましては、もともと分かりやすいようにつくっておりまして、あれは多言語対応しているとも聞いておりますので、特に今回の改正に伴いまして新たにこういった施策を打つとか、そういったことは考えてございません。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑、何かございますか。

○はやお副委員長 やはり先ほど米田委員のほうの質問がありましたように、システムの一部変更があるだろうと。今、話を聞くと、端末のところでの修正をＩＴ課というのか、そこのところで既に対応していると。で、費用は発生しないよということなんだけれども、一番大切なことというのは、既存のシステムが動きながら今度は新システムが動くと。そんな大げさな話ではないんだけど、この辺のところについてのシステムテストというか、そういう混乱を起こさないような稼働チェックというのは、どのようにしているのかということ。

何かというと、いや、そんな難しい話じゃないんですよと説明をしてくれればいいんだけど、例えば並行するときがあるだろうと、切替えのときがあるだろうと。また、そのこのところについてはどうなのかということ。分からないから、ちょっと。インとアウトのところのインのところね。

○小川総合窓口課長 それについて、すみません、システムが入るという形ではなくてアプリケーションを一つ入れるだけなので、ほとんど問題がなく動いていると、そういうふうに認識してございます。

○はやお副委員長 じゃあ、アプリケーションが入ることだけれども、その稼働のタイミングね。そこが、じゃあ、アプリケーションが入るから、特にそのこのところのトラブルということは、もう検証済みというか、アプリの信頼性が高いというのか。ちょっとそのこのところがさ、また稼働したときに、大体トラブルというのがそこでスタートのときに起きるから、この辺のところはどういうふうに検証しているのか。アプリだから平気だというふうなところだったら――、今日、IT課は来ていないのか。

○岩佐委員長 いないですね。

○はやお副委員長 いないのか。まあ、呼んでいないからね。

○岩佐委員長 議案審査。

○はやお副委員長 分かりました。じゃあ、ちょっと、そのこのところについてはきちっと。疑義、疑義だから。（発言する者あり）

○岩佐委員長 総合窓口課長。

○小川総合窓口課長 そうですね。もう、実は既に何件か事例もございまして、動いていて今のところ支障はないと聞いてございます。それほどシステム自体に何か大きく負荷を加えるようなものではなくて、カードを書き換える程度のものだと聞いておりますので、アプリケーション自体が、カードの住民情報をカードに新たに記入する、カード内に記入するみたいな、そういったアプリケーションのみの稼働ですので、あまり大きな負荷はかかっていないと聞いております。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに大丈夫ですか、ご質疑は。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、討論を省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第37号、千代田区印鑑条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第37号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号、三崎橋補修等工事請負契約についての審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 こちらは政策経営部資料1、三崎橋補修等工事請負契約につきましては、本委員会並びに環境まちづくり委員会にて事前に情報提供させていただき、その内容に変更はございません。本日も、環境まちづくり委員会におきまして、ご報告も差し上げているところです。また、本委員会の資料要求についてはございませんでした。

なお、参考として次のページに入札参加資格要件を添付しております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ご説明いただきました。これより質疑を受けます。質疑、よろしいですかね。

○はやお副委員長 ここのところの一応、落札金額が6億9,300万ということになっていますと。それで、予定価格が事後発表ということで8億九千九百——9億弱。この辺のところに意外と大きな乖離があるんだけれども、ここのところについての契約金額との妥当性というかね。

まあ、そこは検証されていると思うんだけど、今様々に言われているじゃない。資材の高騰だとか労務単価が高いだとか。そういう影響の中で、この金額の妥当性についてね、もう少し、ちょっと詳しく説明。いや、この金額で平気なんだよと。いや、それはね、貴重な税金ですから、極力リーズナブルにやっていていただきたいというのは願うものなんですけど、執行機関も議事機関も同じなんですけど、ちょっとここはもう少し説明が必要なのかなと思うんですけど、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 千代田区でも労務費のダンピング対策といたしまして、様々な企業に聞き取りをしております。今回につきましても、落札価格が77.04%と最低制限価格に近いところではございましたので、事業者から理由書のほうを頂いております。その内容といたしましては、補修・補強を専門とする工事会社であり、数多くの実績があると。このため、効率性の高い施工が可能であること。また、直接工事費を積み上げているため、官積算額の水準よりも下回る場合があるというようなことなどを確認してございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

米田委員。

○米田委員 まあ、いい落札だったのかなと、今の理由を聞くとします。ただ、1点だけ心配なのは、下請事業者、こういったところにしっかり最低賃金が払われるようになるのか。これは課長のところではなかなか厳しいかも分かんないですけど、こういったところも一応心配するのが大事なかなと思うんですけど、その辺のところの認識をお聞かせください。

○湯浅契約課長 先ほども少しお話しさせていただきましたが、労務費のダンピング対策といたしまして、千代田区も今、施工でいろいろな施策を始めているところではございます。その中で先ほどご説明させていただいた理由書につきましては、労務費ダンピング防止をするための公共発注者向けのガイドラインに従いまして事業者のほうに依頼をしておりますので、労務費の担保というところは、こちらの理由書を基に確約しているところではございます。（「公契約」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 ほかに。

○湯浅契約課長 公契約ではないです。（「ないんだ」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 ああ、ないんだ。

ほかに何かご質疑ございますか。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第39号、三崎橋補修等工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第39号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入についての審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 政策経営部資料2、災害対策用備蓄物資（食料）の購入につきましては、こちら本委員会にて事前に情報提供させていただき、その内容に変更はございません。

また、参考といたしまして次のページの下段に入札参加資格要件を追記、また、要求がございました資料を別紙に添付してございます。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ご説明いただきました。これより質疑を受けます。

○永田委員 備蓄物資の管理については、かなり負担になっていると聞いているんですけども、賞味期限の管理が何かしやすいようになっていたりとか、そういったようなことは仕様書にあるんでしょうか。例えば、箱の段ボールの外からすぐ分かるようになっていたりとか、タグとかチップが入っていて中身を開けなくても管理できるような、そんなようなことというのは、この中に盛り込まれているんでしょうか。

○湯浅契約課長 仕様書のほうには段ボール箱に表示を明記するような形で種類や保存期間、こちらは記載してございます。

○永田委員 実際、段ボールに書いてあるだけでは非常に分かりづらくて、今後そういったシステムというの導入も考えていかないといけないと思いますので、その辺、ご検討をお願いします。

○中根災害対策・危機管理課長 今は契約課長が申したとおり、箱の側面で、側面の2か所に、どんな入れ方をしてもどちらかの面の保存年限とかが分かるようにという形で2か所貼るようにしています。ただ、今おっしゃっていただいたように最近のICタグを活用して効率化という部分については、今のところ、まだ明確に導入に向けて検討しているところではないんですけども、そういう最近のデジタルを活用した効率的な管理というのが取り組めるようなことができれば、おっしゃるとおり、うちの課の職員の負担軽減にもなると思いますので、それについては今後検討を。どのようなことが効率化できるか、それについて、どのぐらいの費用でできるのかあたりについて考えてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 ほかに、よろしいでしょうか。

はやお副委員長。

○米田委員 ああ、どうぞ、どうぞ。

○岩佐委員長 あ。じゃあ、はやお副委員長からお願いします。

○はやお副委員長 じゃあ、ごめんなさいね。

○岩佐委員長 はい。

○はやお副委員長 いろいろ資料について資料要求しましたので、その前にですね。いろいろなこの購入品目があると思うんですけども、この辺のところについて、いろいろとね、アレルギー対応だとか、そういうものが今後いろいろ検討しなくちゃいけないということがあろうと思うんですね。例えば乳幼児だとか高齢者への、何というの、配慮というのがあるんですけど、この辺はどのように検討されて、この辺の品目についてどう対処しているのか、お答えいただきたいと思います。

○中根災害対策・危機管理課長 まず、今回の購入の品目でライスクッキーですとかビスケットというものの自体が、これまでのものと比較して比較的食べやすいものということで選んでおります。昔はカンパンというもので、それもカンパンも昔は四角で、それがだんだん缶入りの一口大のいうものになって、食べやすさを考えたときに今のライスクッキーやビスケットという形になっておりますので。食べやすさという点では、あ、そういう意味では、ライスクッキーだけじゃなくて、アルファ化米とかも圧倒的に食べやすい、普通の食事と同様な形で食べられるので相当程度食べやすいというふうに、品目になっているというふうに、これまで変わってきているというふうな状況でございます。

○はやお副委員長 工夫されてきたということについては今の答弁で理解するんですけども、今後、やっぱりどうしてもね、いや、もう、何というんですか、発災したときには少しの期間我慢してよというのものもあるんですが、でも、意外と食の多様性とかというのが出てきている以上、千代田区として配慮で、単にカロリーを補給するというだけでなく、何か工夫というのが必要のような気がするんですけど。この辺をこういうふうに工夫しているんだというようなところ、今はそうしていなくても、こうしていくんだというのがあったら、そこについてお答えいただきたいと思います。

○中根災害対策・危機管理課長 まず、今回のライスクッキーとビスケットの部分ですけども、ライスクッキーよりも、やっぱりビスケットですと、あまり具体的に商品名は言えないのであれですけど、ただのクッキーよりは味のついているものが間に挟まっているビスケットなので、一口大でもありますし、圧倒的に食べやすくて飽きない。単なるライスクッキーよりは飽きずに大人から高齢者から子どもまで食べられる品目になっていると思いますので、そういった工夫をしております。

購入品目のレトルトご飯とアルファ化米につきましても、レトルトご飯だけだと、やっぱり3日分の備蓄になりますので、白米、缶詰のおかずはあるといっても飽きがくる可能性も十分あるので、その点も踏まえてアルファ化米が、これは五目ご飯になっていますので、そういった、何というんでしょう、そういう非常時でも少しでも楽しめるようなものを用意するようにしております。

○はやお副委員長 最後。分かりました。まあ、少しずつね、またお得意な調査研究していただいて、より改善の方向でやっていただければと思います。そして、私のほうも資料要求していますので、結局は入替えのサイクルについてどうか、よく見ている、あんまりよく、いつも毎回毎回分からないんですけど、一応提出していただいています。

それは何かといったらば、ローリングストックということで、どうやって更新していく

のか。そしてまた、先ほど永田委員のほうからも話がありましたように、例えば賞味期限とか消費期限のほうの管理というのが難しいことは十分理解しています。だから、この辺のところでやっぱりフードロスの問題が出てきて、この辺のところをね。まあ、消費期限を長いものにしたとかということで、いろいろ様々ご努力している、また改善しているというのは聞いておるんですけど、そこをもう一つ、このローリングストック、そしてまたフードロスという視点の中で、どう工夫されているのか、お答えいただきたいと思います。

それに加えて、そのところをベースにしながら、今回の、結局は分かんないんですよ、本当のことを言って、この数量の妥当性について、もう少し分かりやすく踏み込んでお答えいただきたいと思います。

○中根災害対策・危機管理課長 まず、備蓄物資につきましては、資料にありますとおり、それぞれの品目ごとに保存年数があります。その保存年数の1年前に回収して、残りの1年間で訓練のときに配付したりとかという形で有効活用を図っております。ですので、保存期間、例えばライスクッキーですと保存期間5年なので、4年間備蓄して最後の1年間で訓練で区民の皆様に配付したりという形で有効活用しております。

今回の3番のレトルトご飯のところを見ていただくと、保存期間が7年になっています。これ、これまではアルファ化米を備蓄していましたので、それが今のアルファ化米は5年から7年に延びていますので、その点でも長期に保存できるものに品目自体を変更しておりますので、そういう意味でも、品目の選び方として、できるだけ長期に保存できるものという形で。そうすると1年ごとに有効活用する量も減りますので、できる限り廃棄に回る、有効活用で、どうしても訓練等でも配り切れないやつは家畜の食料とか、いろんな食に困っている人への配付とかという形で使っていますので、その辺の量も減りますので、どんどん廃棄する量も圧倒的に減っていくようになると思います——ようにしております。

あと、備蓄物資の考え方につきましては、千代田区民で避難される方の3日分、3食3日分で、おおむね区民の今、想定では16%ぐらいが避難所に来るであろうという考え方を引いております、その足りる食数を備蓄しているというのが備蓄の物資の数量の考え方です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。僕はいいです。

○岩佐委員長 ほかに。

○米田委員 前も質問させてもらったんですけど、今回の入札案件なんですけど、毎回同じ方が出ています。今回、これ1者が増えたかどうか。何となく1者増えたような気がするんですけど、この辺はいかがですか。前回から増えているか、減っているか。参加した方がですけど。

○湯浅契約課長 前回よりは増えております。

○米田委員 多分、新しく増えたところが一番高い値段を出しているのかなとは思ってもするんですけど、これを見ただけでも1者増えていることは私、評価しますけど、まだまだ参加できる資格のある事業者が多いと思っております。参加しやすい環境を今後もしっかりつくっていただきたいんですけど、最後、これだけ聞かせてください。

○湯浅契約課長 なるべく多くの事業者に参加していただけるような形で入札ができるよう、今後も検討してまいります。

○岩佐委員長 ほかにご質疑は。

○のざわ委員 今回の参考資料を拝見しますと、例えばライスクッキー、全体的な食品がそうなのですが、ライスクッキーですと令和4年度の222円の単価が令和7年度には264円になっていると。まあ、これ、近年物価高騰の影響で調達単価が軒並み上昇で、まだまだインフレが続くようですと物価も上昇していきそうですが、物価高騰が区の防災予算に与える影響をどのように考えているかということと、限られた財源の中で効率的に物資を確保するための工夫というのをどのように考えていらっしゃるか、教えてください。すみません。

○中根災害対策・危機管理課長 今回も——あ、言っているのかな、今回もライスクッキーにつきましては、経費概算としては300円を上回る単価で入札の経費設定していますので、前回に比べると2割ぐらい、ああ、でも、これは落札額か、前回よりも上がっていると思います。ですので、やっぱり全体的な物価高騰のあおりは備蓄物資の購入についても受けていると思います。

具体的に、それで効率的なところにつきましては、そうはいっても、やっぱり少し、できることであれば一番、もう購入数量全部を単年度で買ってしまえば単価が安くなることができると思うんですけども、そうになってしまうと先ほどいただいた訓練等で使い切れないものも圧倒的に増えてしまいますし、単年度というよりは、やっぱり費用を数年で平準化するということが予算としての使い方としては望ましいのかなというふうに考えますので。ちょっとまだ具体的に何かということについては、申し訳ございませんが、今のところ具体的な答えは持ち合わせていないという状況です。

○岩佐委員長 努力はしてくださっているということで。よろしいですかね。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 先ほど課長のご答弁で区民の中の16%の方が避難所を使われるだろうと想定されているということなんですけれども、この算出の根拠と、これは帰宅困難者とか、そういうのは入らずに、そういう方にはもう配らないということではよろしいでしょうか。

○中根災害対策・危機管理課長 すみません。16%は、過去の他区の状況ですとか、あと千代田区の耐震化率とかということと、あと基本的には火災が延焼しないとかと考えたときに、おおむねこのぐらいだろうということで。明確に何かの根拠でというわけではなく、うちの中での積算として、過去の経験ですとか他の大都市での実態とかを踏まえたときに、このぐらいであろうというのを算出した割合となっています。

帰宅困難者の分は備蓄数量には入っていないくて、純粹に千代田区民が避難所に来るのを想定した数を購入しています。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 今お話があったように、大きく今回のこういう発災時の対応というのは変わってきているわけですよ。避難所に行くのではなくて、在宅で待機しろという話になってきた。ということになると、結局は、この16%、避難所のところに来ると計算しているんだけど、推移はどうなっているのか。

つまり、何かというと、本来であれば、在宅で待機してくださいねという話だったらば、

結局は減ってきたから１６％になった。だけど、以前は二十何％でしたよというんだと、ああ、なるほどねというあれだけど、その辺のところがどういうふうに検討。ある程度ね、相関関係のものというのは、何というの、いろいろ様々なところで踏ん切りしていくしかないから。でも、今言ったように他区とも比べていて、耐震性、耐火性ということで考慮した上で、取りあえず目安として１６％にしたということなんだけど、方針が変わっているから、避難所の、そこがどう変わっているかの推移だけは確認。

○中根災害対策・危機管理課長 すみません。ちょっと過去の割合については、すみません、持ち合わせていないんですけれども、だんだん避難する人の割合が減っているという、避難すると想定する割合は過去と比べると当然減っています。今後また新たな状況になっていますので、より耐震性も、より耐熱性とか耐火性も上がっていますので、恐らく今後、またどこかの段階では１６％ではなくて、もう少し１０％でいいとか５％でいいとかという、そのぐらいのことでというのについて検討が必要な段階は、またいずれ来るのではないかなというふうに思います。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前１１時０７分休憩

午前１１時０８分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。災害対策・危機管理課長。

○中根災害対策・危機管理課長 すみません。数字が明確じゃなくて申し訳ございません。過去の避難、災害の想定ของときは、平成２４年のときは１６％でございまして、想定では１６％でございまして、実際のところ、今はその数字で備蓄物資は積算の数はしているんですけれども、余裕分を考慮して１６％にしているんですけれども、実際の今の状況では１３％程度ではないかというふうに想定しておりまして、今後はその数字で物資をそろえていくということを検討している状況でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、質疑を終了とします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第４０号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第４０号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４１号、電子黒板等の購入についての審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 政策経営部資料3、電子黒板等の購入につきましても、本委員会並びに文教福祉委員会にて事前に情報提供させていただき、その内容に変更はございません。

なお、参考といたしまして次のページに入札参加資格要件を追記、要求がございました資料はその下段に追記をさせていただいております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 平成30年度におきましては、購入の総額が2,869万円。で、今回の機種選定におきまして機能面の、安くなっていると思うんですけども、機能面における大幅な向上ですか、授業運営の効率化とか児童・生徒の学習効率とか、コストパフォーマンスの妥当性についてはいかがでしょうか。

○湯浅契約課長 詳しくは教育委員会のほうの判断とはなるとは思いますけれども、価格差におきましては、前回、平成30年度に購入しているときには電子黒板つきの平面ホワイトボードとか、今回につきましては電子黒板のみとなっておりますので、価格のほうは少なくなっているという状況でございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

のざわ委員。

○のざわ委員 あと、今回周辺機器の購入という部分があるんですけども、これに関しまして、使っている中で修理部品の終了によってちょっと故障対応が遅れます等々、そういうことが今回の更新によって事故発生時のメンテナンス体制とかサポート期間とか、どのように担保についてご確認をされていらっしゃるのでしょうか。

○湯浅契約課長 詳細まで全てちょっと把握しているわけではございませんが、入札の内訳の中に保証金というのがございまして、こちらの製品の保証をかけているところがございまして、こういったところで保守等サービスを行っていくんだと考えております。

○岩佐委員長 ほかに何かご質疑ございますか。

○米田委員 今回の入札も参加者、2者のみとなっています。そこで、今回参加資格を満たす事業者は区内に何個あるのか。近隣区も含めて、相当数あると思うんです。ざっくりした数字でいいのと、なぜ2者になったか、この理由をどのように分析しているか、お聞かせください。

○湯浅契約課長 今回の参加入札資格につきましては、基本的に登録業種が事務機器・情報処理用機器、または学校教材・運動用品・楽器であることでございます。地域につきましては千代田区内、または千代田区の近隣区ということでございますので、正確な数は今把握しておりませんが、相当数の事業者がいるということは理解しております。その中で、私どもも確認したのですが、こちらのメーカーのほうで特約店みたいなことが行われているということで、入札できる事業者がかなり限られているということが分かりました。こういったことなどを含めて、今回入札が2者となったと判断しております。

○米田委員 まさにそのとおりで、特約店が非常に有利になっているわけなんですよね。特約店、資格を取るには、かなりのハードルがあるのも事実なんです。ということになれば、毎回同じ事業者。これまで、そうだったと思うんです。今、入札、応札された事業者が、これ議案になっている案件ですけど、議案になっていない案件も相当数あるよう

に思われます。これは私、批判しているわけじゃなくて、営業努力、納品努力があったからこそだと思っております。

ただし、これがあったから、こればかりでは僕は駄目だと思っているんで、さっきも言いましたけど参加資格者、これだけあるにもかかわらず毎回同じ事業者が重なるというのは、もうよい傾向じゃないなと思っております。今、課長が特約店というのをおっしゃっていただきましたけど、これ以外にも参加できて、皆さんが参加しやすい環境を整えるのが僕は非常に重要だと思いますんで、その辺の今後の認識についてお聞かせください。

○湯浅契約課長 私どもも、事業者が限られてしまうような入札はあまりよろしくないということは考えております。その中で、特約店契約ですとか制限があるようなところにつきましては、例えば、同等品で可能なかどうかですとか、特約店以外のところは対応ができないかどうか、こちら所管ともよく調整いたしまして、できるだけ多くの事業者に入札に参加していただけるように調整はしていきたいと考えております。

○米田委員 ぜひともお願いしたいなと思います。

その上で、予備見積りとかも考えてはいただいているとは思いますが、一番最初に予備見積り、いわゆるメーカー側、3者ぐらいですよ、多分イトーキとかコクヨさんとか、その辺に一番最初に見積り依頼したところが一番安い値段が出る。これは慣例ですけど、事実かどうかは置いておいたとしても、やはりそういうところに一番最初に情報が行く、これもまた問題があると思いますんで、その辺も注意して今後やっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○湯浅契約課長 米田委員には令和5年ぐらいから、たしか、そういうご指摘をひたすら受け続けているかと私も認識しております。その中で、見積りの取り方、工夫につきましては、やはり基本的には複数者取っていただきたいということと、その中で千代田区の事業者を入れるということはあるんですけれども、ただ、毎回同じところではなく、できるだけ幅広く、多くの事業者から取っていただきたいということは所管をお願いしているところではございます。引き続き、こういったことも周知を広めて、できるだけ多くの事業者に参加していただけるような入札制度を運営していきたいと考えております。

○岩佐委員長 大丈夫ですかね。はい。

ほかに何かご質疑ございますか。

○はやお副委員長 まあ、米田委員と同じようなところなんですけど、落札された方、これはルールに従って決まっていることですから否定的には思っていないんですけども、かなりその業者が多いというところからしたときに、やっぱりそこが何なのかというところをね、やっぱりもう少し深掘りする必要があるのかなと。

ちょっと気になっているのが、当然なんですけど納入期限なんですよ。8月31日ということですから、何かといったら、当然そうなんです。夏休み期間に入れたいというのは、これは必然的な発想なんです。じゃあ、そこで何が問題になってくるかというと、例えば納期が決まってから短いということになったときに、そうすると業者が限られてくるわけですよ。だから、ここのところのね、納期のタームのことだとか、結局は仕様のところでね、先ほど言っている同等品もオーケーと言っていますけれども、その整理なんだと思うんです。こういう機能がないといけないと特殊なことをやってしまうと特約店に限定されてしまいますから、ここをどうやって幅広にしていけるかという。この2点ね、納

入期間と、そしてスペックというか仕様書の在り方とかというのが。

今回のことについては、これ以上言いませんけれども、ルールどおり、今までのルールどおりではやっているんだけど、よりよくするための努力をどうするかというところについて、どういうふうに考えているのか、お答えいただきたい。

○湯浅契約課長 一定の事業者に入札が数多くあるというところは、一つは、我々といましては公平・公正に入札制度をやっております、その中での価格競争という中で、ある程度、これはそういった強み、弱みというのがあっての結果だろうとは思っております。

しかしながら、その結果が少し疑われてしまうような、そういったことが続くようであれば、我々といまして、それはよろしくないと思っておりますので、その中でどういった工夫ができるのかというところで、先ほどもお話をさせていただきましたが、できるだけ製品が特定されないような形。それから、見積書につきましても、様々な事業者から取っていただくような形。スペックにつきましては、もしそのスペックしかないということであれば、製品指定というのもありますので、そういったような契約制度も活用しながら様々な事業者が入っていただけるような形。金額につきましても、こちらは価格競争が弊害化されないような形に、我々としてもできるだけ気をつけて調整はしていきたいと思っております。

○はやお副委員長 最後。もう本当にね、所管の方はいろいろ契約のことでね、大変苦労されていることは分かっているので、お疲れさまだと思っています。でも、まあ、より、それをやるための工夫とかね、スペックについて、先ほど答弁いただいたことを所管のほうにもよく相談していただいて、よりよい、そして適正な税の使われ方を心がけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○湯浅契約課長 はい。今後につきましても適正、的確、公平・公正な入札制度に努めてまいります。

○岩佐委員長 はい。ほかに質疑は大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第41号、電子黒板等の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第41号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号、避難所環境整備に係る物資の購入についての審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 政策経営部資料4、避難所環境整備に係る物資の購入につきましては、本委員会にて事前に情報提供させていただきまして、その内容に変更はございません。なお、資料要求もございませんでした。

参考として、次のページに入札参加資格要件を添付しております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 今回の備蓄数量1,200セットというものが、避難所避難者の方に対して、どのような根拠で、まずはそういう数字になられたかということと、今後の整備目標、充足率とかありましたら、よろしくお願いします。

○中根災害対策・危機管理課長 今回の1,200の数の考え方ですけれども、令和7年の4月のときの。あ、まずは今回は段ボールベッド等ですので、基本的にはやっぱり全ての区民というわけではなくて、ベッド等が必要で、起きたりするときに、地面じゃないな、床ではなくて、やっぱり一定程度、足腰の状況ですとかというのを考えたときに、そういうことがあったほうが避難生活に困らないであろうという方のためのものとして考えておりますので、全区民の数をそろえるというよりは一定の考え方という状況でございます。

その考え方ですけれども、令和7年の4月のときに一応、考えとして75歳の高齢者の方をベースにしようと。不便が生じるのは一定年度の年齢以上の方ということで、考え方としては75歳以上の方が今現在でおよそ6,700人いらっしゃいますので、その方たちに先ほどの想定避難率を掛けた数を出すと、おおむね1,100人ぐらいになります。それ以外にテントもありますので、乳幼児の方のお子さんがある、小さい方たちの分として100ぐらいをおおむね予備として。その方たちは授乳時とか、そういった形とか、おむつを替えるときとかという形で使っていただこうと考えていますので、その分の予備を含めて今回は1,200という数を想定しております。

○のざわ委員 ありがとうございます。

もう一つ、納入期限が令和8年12月25日というふうになっておりまして、1,200ございますんで、区内の各避難所へのどのような分配とか、分配配備ですとか保管する計画、あとは設営訓練の計画等々についてのお考えも、もしよかったら、よろしくお願いします。

○中根災害対策・危機管理課長 今回のベッドとテントにつきましては、これまでの同様の目的で備えておりました段ボールベッドと比較しますと、これまでのおおむね2分の1ぐらいのスペースで済むと考えておりますので、今回のに合わせて段ボールベッドを回収いたしますので、その空いた部分に入れる想定ですので、倉庫としてはこれまでの半分ぐらいで入りますので、大分、倉庫の有効活用ができるのではないかなというふうに思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、この件について質疑ございますか。

○田中委員 落札されたロイヤル防災株式会社さんなんですけれども、先ほどの備蓄物資のほうを落札された清水商会さんと住所が一緒なんですよ。ちょっと、そこら辺が気になっていて。別にこれ、ちゃんと応札されて落札されたということなんで、そこは問題はないんですけれども、ちょっと独占的になっちゃったりとかという懸念というところでお伺いしたいと思います。

○湯浅契約課長 こちらは別法人、別会社という取扱いですので、同一法人ではないというところで判断をしております。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

ほかに何かご質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、討論を省略させていただきます。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第42号、避難所環境整備に係る物資の購入について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第42号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号、区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約の一部変更について、及び議案第44号、区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。

この2件の議案は関連しているため、一括して執行機関からの説明を受け、質疑、討論も一括して行い、採決は1件ずつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 政策経営部資料5、区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事、及び政策経営部資料6、区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事につきましては、どちらも本委員会にて事前に情報提供させていただき、その内容に変更はございません。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。委員からの質疑を受けます。大丈夫ですかね。

○はやお副委員長 これは逐次報告いただいておりますので、あと、ただ、確認しておかなくちゃいけないのは増額分ですね。例えば、舞台照明については1,200万、そして音響については1,000万、その内訳、何によって、このところが。まあ、工期が延びたからね、そうなったということもあるのかもしれないけど、この内訳が知りたい。

それは何かというと、インフレのことでの話の金額の部分もあるだろうし、何によって増額になったのか、もう少し詳しく内訳をそれぞれお聞きします。

○佐藤施設経営課長 内訳でございますが、そもそも工事の積算のほうでございますけれども、国等で行っている営繕積算方式というような形のものの積算を行っている。各工種ごとの細かいところの積み上げをやっていて、それが直接工事費という形の金額になります。

その直接工事費に対して、計算式があるんですけども、そこに率共通仮設と現場管理費、一般管理費というものが入ってきます。実は、その率共通仮設、現場管理費、一般管

理費、その部分の中の計算するときに工事工程、期間というものを入れるような形になります。で、ここの部分の金額、1,200万あるいは1,000万というところですが、工事期間が8か月延びたと、工期が8か月延びたというところがございます、直接工事費に対しての率の計算の中にプラス8か月というような形で計算をしていて、そこで出てきた数字、その部分と、出た数字に対して今度は落札比率を掛けてという部分がございすけど、それで掲出したという部分でございますので。ですから、一月幾らでという積み重ねの計算ではないという形での計算でございます。

○はやお副委員長 今ね、積算がそういうことで、差っ引いたらこういうことになったという考えなんだと。やっぱり我々としては、それだけの増額を、結局は5%を超えたときには、これ議案事項になるわけですよ。そうしたときに、普通考えるとき、予算をやるときは、大きい要素というのが何なのかということについて、やっぱり積算根拠で出したにしてもですよ、こういう理由でおおよそ幾らですよと、上位の金額ぐらいをやっぱり我々は区民に対して説明しなくちゃいけないんですよ。

そのところがどうなっているのかということ聞いたつもりでいて、積算はいいですよ。そういうふう計算したから、このぐらいの数字になりました。それでも5%を超えるから、結局は議案になりました。でも、じゃあ、どういう理由なのといったときに、ただ計算式がそうですというんでは。ただ、じゃあ、工期が延びたということで幾らということなら、それならその説明をしていただけると。もう一度、そのところを分かりやすくお願いいたします。

○佐藤施設経営課長 はい。すみません。計算のほうは、先ほど申し上げたとおりでございます。

そもそも、なぜ契約変更したのかという部分につながってくることかなと思いますけれども、この案件につきましては改修工事、建築、電気、機械等7件の工事がございます、当初、建築等は通常の予定どおりに契約がされたというところがございます。そのほか、電気、機械については2回の不調を経て業者が決まったというところがございます。で、それに応じた形で工期が延びてきたというところがございます。最終的に機械設備工事の契約、今年の初めの第1回定例会のほうでご議決いただいたというところがございます、その部分で工期が最終的に令和9年7月30日になったというところがございます。

それに応じた形で、当初契約したものについては令和8年11月30日までの工期だったというところがございます、8か月の工期の延長が必要になってきたと。そういうことがございまして工期を延長させていただき、お金の算出につきましては先ほど申し上げた形での計算によって算出させていただいて、今回契約変更といったところでご提示させていただいたというところがございます。

○はやお副委員長 じゃあ、まあね、ここのところは、ちょっとそういう積算じゃないんだということなんだけど、今後ね、そのところについては、主な理由というのが、じゃあ、工期が延びたからだということなら、そこを明確に言っていただいて、今の答弁は、そういうことと受け止めさせていただきました。

あと、普通に考えると、これは以前聞いたかもしれないけれども、例えば照明の工事と、そしてまた音響の工事というのがあるじゃないですか。業者が違うということは、パラレルに。で、もう建築工事は終わっちゃっている。その前に、同時じゃないんだよね。

結局は、工事工程をやるときに、どのような計画でやるかといったときに、今回のこのたまたま8か月、両方とも7月30日に延びているけれども、同時じゃないんじゃないかと思うわけですよ。先に例えば照明をやって、それから音響をやるのか、どっちやるのか知らないけれども、何で同時になっちゃうのというのがちょっと。で、それが逆に言うと、さっきの相関に関係してくるわけですよ。お金のところが。同時だというのは、工程管理をした上で同時であるというのは、もう少し詳しく説明していただきたい。

○佐藤施設経営課長 いろいろな工種が入った形での改修工事となってくるというところがございます。全体の工程につきましては、建築工事のほうで各業者と、まあ当然、区のほうも入りますけれども、調整を図った上でマスター工程をつくるというところがございます。それは、同じ場所での作業とかも当然発生してきますし、建築が終わらないと今度は設備が入れないとか、そういう部分がありますので、そういう調整を図ってマスター工程をつくっていくと。それに応じて作業のほうを行っていくというところでございます。

ご質問がございました音響、照明についてという部分でございますけれども、今回、内幸町ホールの改修工事につきましては既存を撤去するという部分がございますので、音響部分、あるいは照明部分も含めて、電気もそうなんですけれども、それぞれ順番に現場のほうに乗り込んで、各業種が重なり合わないような調整を図って、まず撤去工事を行っていくというところがございます。場合によっては建築のほうが先に足場を組んでそれぞれ入っていくというところがございますので、今回、この部分につきましては、やはり各業種のほうが整って撤去していかないとなかなか難しいというところ。全体のところについては、区監督員としての業務の部分もございまして、建築工事のほうの業者が主体としてのマネジメントを行っていくというところでございます。

○はやお副委員長 分かりました。まあ、多少余裕率も必要だと。でも、やっぱり、普通、説明を受けるときにね、それぞれの工事のやり取りをしたときに、当然のごとく同時に終わるということはあんまり考えられないんですよ。だから、でも、今言った中で、いろいろマスター工程があって調整した結果だからということなんで、それは受け止めますよ。

でも、ただちょっと、結局は工程によっては金額が、もしかしたら短くなれば、今の積算の整理からしたら安くなるかもしれないわけですよ。だから、やっぱりもう少しそのところは精査していただきたいということと、でも、とにかくこれを早く、区民が願われていることですから、もうこれ以上のことについては言わないですけれども、厳しいですけど、さらなる精査を今後はしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤施設経営課長 現場のほうは予定どおり順調に進んでおりまして、今、せっかくでございまして現場の状況をお伝えしますと、撤去工事のほう、撤去・解体のほうでございまして、ほぼ終わりました。観覧席、舞台等も撤去が終わっていて。で、現在足場を架けていると。そういう状況で順次、各業種の調整を図りながら工事を進めているというところでございます。

副委員長のほうから今お話がございましたが、工種によっては後でもいいんじゃないかと、そういう部分のお話かなと。つまり、例えば新築の場合、建築が先に入って設備は後だから、後でもいいんじゃないかという部分のお話。実は、これ、前から課題になっているところも多々ございまして、やはり初めの段階で施工図、調整をして図面を描いたり埋

設管をどこに埋めるのかとか、そういう部分で一番初めから必要な部分というのはあるところなんですね。ただ、現場、新築の現場の話で恐縮でございますけれども、現場当初の部分からいくと、電気ですとか設備関係は比較的、業務的には少ないという部分がございます。

また、昨今の不調とかという状況がございまして、仮に建築だけ先に決めて、後の業種がもしかしたら決まらないとかというおそれもあるので、その部分も非常に悩ましいかなといったところも見据えながら、しっかりとやっていきたいなというところを思っているところでございます。

内幸町ホールにつきましては非常に多くの方が待ち望んでいる施設でございますので、しっかりと工期を見据えた形で質のよい工事のほうを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。いいです。

○岩佐委員長 ほかに質疑、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

まず、議案第43号、区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約の一部変更について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第43号は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第44号、区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第44号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約についての審査に入ります。

執行機関からの説明を求めます。

○湯浅契約課長 政策経営部資料7、清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約につきましてご説明をいたします。

本案件は6月15日の本委員会にて事前に情報提供させていただくところでしたが、6月1日の開札で不調となりました。再入札につきましては、区民サービスの提供に影響を及ぼすおそれもあることなどを考慮いたしまして応札業者と交渉したところ、本案件を予定価格の範囲内で契約できる見込みができましたため、急施として議案を上げさせていただいたものでございます。なお、本件は本日の環境まちづくり委員会におきましてもご報

告をしております。

それでは、内容をご説明いたします。

項番 1、工事場所は千代田区東神田二丁目 4 番先から中央区日本橋馬喰町一丁目 8 番先です。

項番 2 の工事概要につきましては、こちらの記載のとおりです。

項番 3 の工事期間は、契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 20 日まで。

項番 4 の入札結果でございますが、6 月 1 日に開札を行い、1 者による応札があり、3 回の入札を行いました。価格が折り合わず不調となりました。その結果を所管に伝達したところ、区民サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあることなどを考慮し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づきまして応札業者と協議をしたいという申出があり、その結果、本案件を予定価格の範囲内で契約できる見込みとなったものでございます。予定価格は、事後公表で税込み 3 億 9,927 万 2,500 円でした。

項番 5 の契約方法は、さきにご説明したとおりでございます。

項番 6 の契約の相手方は、東京都千代田区九段北四丁目 2 番 38 号、常磐工業株式会社、代表取締役、齊藤健。

項番 7 の契約予定金額は、税込み 3 億 9,919 万円です。

参考に、入札参加資格要件を次のページに記載しております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 こちらの工事の場所を見ましたら、千代田区東神田二丁目から中央区日本橋馬喰町一丁目の境界にまたがるということで、約、契約金額 4 億円は千代田区が全額を負担するのか、あるいは中央区との間で明確な費用案分ですとか施工区分の取決め等があるのか、まず、いかがでしょうか。

○湯浅契約課長 ちょっと正確ではないかもしれませんが、所管の説明を受けている際には、こういったことはやはりほかの区域外でもあるようでして、持ちつ持たれつではないですけれども、千代田区が負担したり負担していただいたりということがあるようでございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

あと、また区境にある夜間施工の工事ということになると、両区の住民の方々の騒音とか振動対策、交通規制の周知等々、どういうふうに緊密に連携しながら工事をお進めになるのか、もしよろしかったら教えてください。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午前 11 時 43 分休憩

午前 11 時 43 分再開

○岩佐委員長 すみません。委員会を再開いたします。

答弁からお願いします。契約課長。

○湯浅契約課長 先ほど冒頭に申し上げさせていただきましたが、本日も環境まちづくり委員会におきましてご報告をしているところでございます。そちらのほうで皆様からの質疑に応じた回答、検討をして、そちらをお伝えしたいと考えております。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、この清洲橋通り。

○米田委員 地域の方が待ち望んだ工事ですので、ようやくかなと思っております。また、さっき課長がおっしゃっていただいたように、不調に終わったけど、うまく交渉していただいて、この金額に、随契にしたことは評価したいなと思います。ただし、上回った不調が3回あったという、この事実は事実ですので、かなりの金額の差があります。これを契約課としてどのように捉えているか、まずお聞かせください。

○湯浅契約課長 所管の調整の説明を受けたところでは、こちらにつきましては物価上昇などを考えて上乗せを先に行っていたということで聞いております。本来でしたらスライド条項等に基づきまして契約後、契約変更して、その分を上乗せするところですが、それを事前に行った結果、この価格差がついたと認識しております。

○米田委員 今ご説明いただいたんですけど、工事案件で今、不調に終わるのが多くて続いております。で、今、理由を聞くと、確かにそういうことなんだろうなということになります。今後、今のおっしゃっていただいたことを含めて、国からの見積り、積算根拠とかはあると思うんですけど、今後工事契約の上でこういうことを生かしていくことが非常に重要になってくるのかなと思います。今おっしゃられたようにインフレスライド、物価高騰、資材高騰がありますので、この辺を見極めて今後の工事契約につないでいただきたいんですけど、いかがですか。

○湯浅契約課長 今積算されている単価につきましては、こちらは一律なものとなっておりますので、この金額を変えるというのはなかなか難しいかと思います。また、この単価につきましても、やはり時期が少し遅いというようなことも聞いているところではございまして、課題があるということは認識しております。今現在できる枠の中で、どこまで可能なのかということを経営的に検討して調整しているところではございますが、その中ではやはり収まり切れないというような現実が出てきているということも事実だということで考えてございます。今後は、さらに進めた対策を検討いたしまして、答弁でも部長のほうから差し上げましたけれども、構造的な見直しも含めて検討してまいります。

○米田委員 ぜひ、お願いしたいなと思います。なぜかという、ここは東神田一丁目、二丁目のところ。この歩道拡幅、非常に重要です。和泉小学校に通う子、これの登校路になっています。で、恐らくですけど、靖国通りから向こうの豊島町のところとか、それこそ東神田二丁目、三丁目、佐久間町、副委員長の和泉町のところぐらいまで広がっていくのかなと思っております。このときの工事契約も速やかに僕は進めていくべきだと思っておりますので、今後の契約、環境まちづくりのところで、そういう案件が来たら速やかにできるように努力していただきたいんですけど、いかがですか。

○湯浅契約課長 はい。所管とも調整いたしまして、適正、公平、そして不調が起こることのないような形で入札制度を進めてまいります。

○岩佐委員長 ほかに質疑は大丈夫ですか。

○はやお副委員長 工期が令和10年3月20日ということになっているので、予定価格から比べると、当初、第3回の入札・応札のときには約3,700万ぐらいの差があったと。今後、これはインフレスライドが入っているのかどうか、ちょっと読み込めなかったんだけど、それがあるのかどうかということと、まだ先なんでね、で、また、でき得るならば、基本的な考え方というのが、先ほど米田委員がおっしゃったように、積算のところ

に問題があるんじゃないかと。

それは何かといたら、でき得るならば入札で、一発でとはいかないまでも、なるべく。随意契約と持っていくと、これはもう苦肉の策だということだと思うので、そこに何が問題があったかといったときの積算の問題というのがどうなのかということ为先ほどやっていたと思うんですけど、ちょっとそのところをもう一度整理して、ご答弁いただけますか。

○湯浅契約課長 まず、スライド条項を盛り込んでいるかというところでございますけれども、契約の規約の中でこちらは盛り込んでおりまして、こちらの契約の規約はホームページでも公開しております。そういったところでは、ある程度事業者の方には認識いただいているとは思いますが。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、この価格差につきましては、スライド条項を事前に適用して上乗せして、こちらの金額を積算されたというようなところでございまして、こういったところが価格差につながったんだということで認識しております。

こういったことなどを含めまして、やはりどこでボタンをかけ違っているのか、どういうところで乖離してしまっているのか、こういったところはしっかり事業者とヒアリングをさらに強化しながら、区といたしましても認識を改めまして契約制度を見直していきたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

○はやお副委員長 はい。いいです。

○岩佐委員長 はい。

ほかに何か質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第46号、清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第46号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号、五十通り歩道拡幅工事請負契約についての審査に入ります。

執行機関から説明を求めます。

○湯浅契約課長 政策経営部資料8、五十通り歩道拡幅工事請負契約につきましてご説明をいたします。

本案件は令和8年第1回千代田区議会臨時会にて補正予算をご議決いただき、その後、早急に再入札を実施し、6月24日に開札を行った結果、落札となったため、急施として議案を上げさせていただいたものでございます。なお、本件は本日の環境まちづくり委員

会におきましても、要求がございました資料とともに事業内容を報告しております。

それでは、内容をご説明いたします。

項番 1、工事場所は千代田区神田小川町三丁目 7 番 5 号先、こちらから千代田区神田錦町一丁目 8 番先です。

項番 2 の工事概要につきましては、こちらに記載のとおりです。

項番 3 の工事期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 1 2 月 2 7 日まで。

項番 4 の契約方法ですが、制限を付した一般競争入札による契約、こちらは 2 者 JV または単体が可能となっております。

項番 5 の入札結果でございますが、6 月 2 4 日に開札を行い、3 者による応札があり、3 者が辞退、1 者が不参加となりました。落札金額は税込み 2 億 6,7 6 3 万円、予定価格は事後公表で税込み 3 億 1,0 6 6 万 7,5 0 0 円でした。

項番 6 の契約の相手方は、東京都千代田区神田三崎町二丁目 2 1 番 1 1 号、株式会社歩建工業、千代田支店、支店長、泉のぞみ。

参考に、入札参加資格要件を記載しております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 ありがとうございます。ご説明いただきました。これより質疑を受けます。

○のぞみ委員 こちらの工事でも地元の方々は大変期待をされていらっしゃる工事でございます。落札をしてくださる方が出て、よかったと思われる方も多いと思います。これ一つだけ、ちょっと質問の仕方があれかもしれないのですが、工事期間の間に工事を完了させていただけるというような期待ができる会社とっていいんでしょうか。すみません。

○岩佐委員長 何。答えられるの。

契約課長。

○湯浅契約課長 現状で想定外のことが起きない限りは、こちらの期間内に履行していただけたと考えております。

○のぞみ委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 いいんですか。はい。

田中委員。

○田中委員 先ほど清洲橋のところで課長のほうからご答弁があったところで、スライド条項を加味して応札されるかどうかということなんです。数字が近い場合というのは、その認識の違いでご提示される価格というのが変わってきちゃうと思うんですけども、その周知というか共通認識を持っていただくことは事前にされているんでしょうか。

○湯浅契約課長 先ほども申し上げましたけれども、ホームページのほうで入札情報などを全て公開しております。そういった中では、こちらをご覧いただければ、先ほども答弁させていただきましたが、契約の約款のほうに記載がございますので、こういったところでご理解は頂けるものと考えております。

○田中委員 とはいえですね、清洲橋のほうに関しては、清洲橋通りに関しては誤解があったというか、スライド条項を加味せずに、当初から物価高騰などの価格を入れたもので応札されたことによって不調が続いてきたということがあるんですけども、そこら辺の改善というのはどうお考えでしょうか。

○湯浅契約課長 一般的にはスライド条項が事後の適用というところは、こちらは皆さん、

ご認識されていると考えております。それで、なぜ、それが前倒しで上乗せしてしまったのかというところは、詳細まで確認はしておりませんが、今後調査をいたしまして、こういったことがないように努めてまいります。

○岩佐委員長 ほかに何かご質疑ございますか。

○はやお副委員長 ここ、たしか保健所か、ではないよね。再開発があって、その裏通りというか。裏通りというか、結構靖国に近いほうですよ。たしか、こういうときというのは、普通さ、再開発がかかったときに、こういう道路の整備というのが地域貢献で入ってくるのが普通だと思うんだけど、この辺というのはどうだったのかなというところが。いや、僕は反対じゃないんですよ。反対ということじゃなくて。すぐ僕が言うと反対というふうに意見がぱっとまち場に広がって、もうその近辺の町会長からもクレームがつくんだけど、そういうことじゃなくて。そういうことじゃなくて、これについてはどうだったのかなというところを確認したいの。

というのは、普通、再開発するときに、こういうものを地域貢献でやれよというのを指示するのが、やっぱり。まあ、まちづくりのほうじゃないから知りませんということかもしれないけど、ちょっとその辺のところの情報があつたら。

○湯浅契約課長 申し訳ありません。ちょっと不確かな情報かと思えますけれども、五十通り自体の工事は大分前から話が出ておりまして、もちろん再開発自体のお話も出ていたかと思えます。そういった中で、所管のほうで打診はしていたのではないかと認識は持っていますが、結果的に、それとは別に五十通りの工事は単独で行われているというところの現状の中では、まあ、その結果がどうだったのかというのは、すみません、分かりかねるところではございますけれども、（発言する者あり）話が全くといったわけではないという認識を持っております。

○はやお副委員長 分かりました。私の記憶、環まちにいたときに、まだ企画総務委員長をやっていたときの記憶なんですけど、大林がやっていたような気がするんだよね。この辺の道路のところの調整については。そうすると、大林が入ってきているのに、何で落札しなかったのかなというのが不思議な。いや、そうじゃないんだつたら、そうじゃないでいいんだけど、特に今回の契約に関係ないことだから、ちょっとそこのことについては調べておいてください。

というのは、何かといったら、場合によって――まあ、それは別儀でやっていたよという話なんですけど、再開発なんかで大林道路が、多分ね、神田警察通り関係も多かったと思うんだよね。だから、そういうところで十分熟知しているから、そういうところでどうなのかなというところだけは確認しておいてください。これは別儀だと先ほどの答弁がありましたから、その中で議案の賛否はやりますので。でも、ただ、そこだけちょっと調べておいてくださいねということだけ。

○岩佐委員長 じゃあ、これは議案審査とはちょっと離れて……

○はやお副委員長 関係ないけど。関係ない。ごめんね。

○岩佐委員長 うん。離れちゃったので、またいつか。いつかというか、分かり次第、情報提供いただければと思います。

契約課長。

○湯浅契約課長 はい。所管のほうに確認いたしまして、改めましてご答弁させていただ

きます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何か質疑は大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第47号、五十通り歩道拡幅工事請負契約について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第47号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、モバイルバッテリー等の購入についての審査に入ります。

それでは、執行機関の説明をお願いします。

○湯浅契約課長 政策経営部資料9、モバイルバッテリー等の購入につきまして、ご説明いたします。

本案件は、5月29日に開札を行い、競争入札に付しました落札者が辞退したため、応札した第2位の事業者の入札金額が予定金額以下であったことなどから、事業者と交渉したところ、応札した金額で契約ができる見込みができましたため、急施として議案を上げさせていただいたものでございます。

なお、本件の事業内容につきましては、6月15日の文教福祉委員会におきましてご報告をしております。

それでは、内容をご説明いたします。

項番1の購入品目は、モバイルバッテリー1,485台ほか、こちらに記載のとおりとなります。

項番2、納入期限は令和8年8月31日です。

項番3、入札結果ですが、5月29日に開札を行い、株式会社日本ビジネス開発東京本社が落札、応札は4者で、そのうち2者が辞退をしております。その後、落札者の製品の錯誤によりまして、落札辞退届の提出がございました。

項番4の契約方法です。この落札者の辞退により、再度の入札に付した場合、現行機器の賃貸借期間を延長する必要があり、賃貸借契約に係る経費の増額や機器の不具合も生じていることなどの実情から、応札した第2位の事業者の入札金額が契約予定金額以下であったことなども含めまして、第2位の事業者に打診したところ、応札した金額で契約できる見込みができましたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約を考えております。

項番5、その契約の相手方です。東京都千代田区外神田六丁目15番12号、富士電機ITソリューション株式会社、代表取締役及川弘です。

項番6、契約予定金額は3,729万円でございました。

参考に入札参加資格要件を記載しております。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 このモバイルバッテリーは、リチウムイオン電池ですか。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午後0時02分休憩

午後0時03分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。契約課長。

○湯浅契約課長 仕様書における機器等の仕様でございます。モバイルバッテリーにつきましては、2万アンペアのバッテリーが内蔵されていること、最大60ワットの給電が可能であること、USB Type-C、Type-Aのポートがそれぞれ一つ以上搭載されており、最大三つのデバイスを同時に充電できること、安全対策として過電圧保護回路、過熱保護回路が搭載されていること、こういったことが仕様となっております。今、一般的にはリチウム電池が主流ですので、そういったことではないかと考えております。

○岩佐委員長 のざわ委員。

○のざわ委員 ありがとうございます。リチウムイオン電池は、特に、ちょっと、最近劣化による発火事故ですとか、膨張とかといった安全リスクが指摘されていることもあるということで、今回の商品は全く問題ないと思いますので、安全性の担保ですとか、あと、及び135台購入される小型充電保管庫における過充電防止等々、安全策についてしっかり確認した上での購入だということは思うんですが、そちらも、安全対策と併せまして、消耗品の想定耐用年数とか、バッテリーの寿命というんでしょうか、将来的な廃棄、買換えのサイクルというのはどのように今お考えになって、いいということで今回に至っているんじゃないかなと思うんですが、もし教えていただけたら、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 うーん。ここで答え……。まあ、この製品の安全性も、学校の管理の問題だと思うんですけども、文教で報告があって、（発言する者あり）できますか。

じゃあ、契約課長、お願いします。

○湯浅契約課長 前回購入をされていまして、そちらのほうに不具合があり、今回新たにまた購入という形を取られているようです。安全対策といたしましては、先ほどもご説明いたしましたが、過電圧保護回路ですとか、こういった安全対策がしっかりしているものを製品として指定しておりますので、こういった製品の中では、安全対策ができていているものと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○岩佐委員長 はい。

ほかに、この件についてご質疑ございますか。

○はやお副委員長 やはりもう少し説明いただきたいのは、当初落札したところの日本ビジネス開発というのが辞退をされたということなんですけど、その辞退の理由と、また、あともう一つは、まとめて聞きますけれども、これが随意契約のほうに移行したというの

は、内容を見れば分かるんですけども、粛々とルールのとおりやっていたということをもう一度確認したいと思います。それで、結局、ほかのところは全部手を挙げておきながら、みんな辞退している。これをどういうふうに分析しているのか、お答えください。

○湯浅契約課長 まず、1点目ですが、株式会社日本ビジネス開発が辞退された理由ですけども、少し説明でも申し上げましたが、製品の錯誤がございまして、当初、同等品として申請をされていたんですけども、指定される製品の同等品を申請されていたんですが、こちらでは同等品と認められないという所管からの回答を得たんですけども、その変更の内容を含めて調整をすれば可能だということで、同等品で改めて入札をしてしまったというようなところがございまして、その結果、正規の指定している製品が納入できないということで辞退となっております。

それから、辞退の理由ですけども、1者頂いております。こちらにつきましては、仕入先の見積りができなかったということで、回答を得ております。

以上です。

○はやお副委員長 今、同等品がという話なんですけど、非常に重要なところなんで、当然、所管のほうのところとの話合いというのはいかにどうだったのかなと思っちゃうんですね。これが駄目だという理由が、ここではもう話すことじゃないんですけど、あるならば、今回、この同等品で駄目だという行き違いだからということなんですけど、契約上は、これ、例えば、落札しておいて、辞退ということに対しては、何かペナルティーとかを業者に対して与えるのかどうかということなんですけど、その辺、ちょっとお答えいただきたい。

○湯浅契約課長 こちらにつきましては、千代田区の指名停止基準に基づきまして、指名停止という形を取っております。

○岩佐委員長 厳しいですね。

○はやお副委員長 厳しいな。

○岩佐委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。討論は省略いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第48号、モバイルバッテリー等の購入について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○岩佐委員長 賛成全員です。よって、議案第48号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第48号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。（発言する者多数あり）再開します。

ここで、区長は退席いたします。ありがとうございました。

それでは、休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

欠席届が出ています。政策経営部——じゃなかった、行政管理担当部長、出張公務のため、2時以降に欠席です。

それでは、日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（1）祭礼文化の継承に係る区の実施について、理事者からの説明を求めます。

○清水コミュニティ政策担当課長 それでは、祭礼文化の継承に係る区の実施について、地域振興部資料3に基づき、説明いたします。

昨年度実施をいたしました調査研究を受けて、今年度、区が取り組んだ江戸文化発信事業の結果をご報告するとともに、今後新設をする補助金制度についてご報告をするものです。

それでは、資料をご覧ください。項番2、まず、江戸文化発信事業についてご報告いたします。

去る6月12日金曜日から14日日曜日にかけて、東京都と共同で「Edo Tokyo キャンペーン 2026 春（特別展）」を実施いたしました。場所は、丸の内ビルディング1階の展示スペース、マルキューブでございます。この特別展示では、江戸時代の山王祭で実際に巡行した江戸型山車や東京都が所有する未来型の山車を展示してございます。また、お囃子の演奏や体験会も行い、江戸文化の魅力を肌で感じていただけるイベントとして実施をいたしました。期間中は約4万人の方に展示をご覧いただきました。また、会場内でアンケートにお答えいただいた方が758名、お囃子体験に参加された方は101名でございました。

次に、項番3、事業結果です。アンケートでは、本事業を通じて祭りやお囃子に関する関心の度合いがどのように変化したかというものを伺いました。その結果、96.2%の方が以前よりも興味・関心が高まったと回答されております。また、来場者の声、その下に抜粋として記載しておりますが、幅広い世代から好意的なご意見を頂いております。加えて、本事業の運営を通じまして、様々な自治体との行政間交流が実現したほか、江戸型山車を所有する町会と本区の町会の交流も実現したところでございます。

次のページに進みまして、本事業の総評でございます。

まず、本事業により、幅広い区民、来街者に江戸文化の魅力を発信することができたと考えております。とりわけ、本区の特色である祭礼文化に関して、来場者の理解促進が図れたとともに、グッズの配布などを通じて、本区への愛着心醸成にも寄与したと考えております。また、本事業を通じて、町会同士、自治体同士のエリアを越えた交流が実現しております。また、昨年度の調査研究により、祭礼文化は多様な主体の橋渡しの機能を有するという整理をしておりますが、このことが事業運営を通じて検証されたと考えております。

す。今後も、江戸文化、とりわけ、本区の特色である祭礼文化につきましては、適時情報発信をしてみたいと思います。

次に、項番4、今後の取組でございます。昨年度の調査研究では、祭礼道具は文化的資産であると同時に、繰り返し使われることを前提とした生きた資産であると整理しております。そのため、祭礼道具の整備・修繕等に係る経費の一部に対する補助制度を新設するものです。

項番5、補助内容でございます。メニューは2種類でございます。一つ目、祭礼道具の整備・修繕費用です。対象品目は、山車、太鼓山車、神輿、子ども山車——失礼しました、子ども神輿でございます。新規作成及び修繕が対象となります。補助率は2分の1、補助上限額は50万円、現時点で適用予定件数4件でございます。また、交付を受けた翌年度から10年間は補助対象外とさせていただく予定でございます。二つ目、祭礼衣装の調達費用でございます。対象品目ははんてん、手ぬぐい、時代衣装でございます。購入がこちらは対象となります。補助率は2分の1、補助上限額は10万円、適用予定件数は10件を想定してございます。こちらは、交付を受けた翌年度から2年間は補助対象外となるものでございます。

なお、共通する事項として、令和9年3月31日までに支出が完了するものが対象でございます。

次に、項番6、申請から交付までの流れでございます。所定の申請書により、対象品目、予定経費、歴史的経緯やコミュニティにおける活用状況、今後の活用予定などをご申告いただきます。その後、区及び外部有識者により審査を行い、補助金交付の優先順位を決定いたします。交付決定後、区は、申告どおり修繕等が実施されたことを確認するとともに、領収書の提出をもって補助金額を確定し、請求に基づき、補助金を交付するものです。

最後に、項番7、スケジュールでございます。本日の委員会報告後、各町会に補助金制度について、順次説明をさせていただく予定です。9月までを事前確認期間としまして、この間に各町会からのご相談を受け、検討されている案件が補助対象となるかどうかを確認するとともに、申請書の書き方などについてもサポートをさせていただく予定です。本申請期間は10月を予定しております。この申請期間終了後、直ちに審査を実施しまして、年内には審査結果を通知したいと考えております。その後、受給の条件を満たした町会から順次請求を頂きまして、区は補助金を交付するという流れでございます。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

○田中委員 ありがとうございます。この1番目の「Edo Tokyo キャンペーン 2026 春」のほうなんですけれども、こちらは東京都が主体の特別展だと思うんですけれども、開催期間が、要は、千代田区内の日枝神社の氏子地域の方だと、山王祭に参加されていて、全くこちらに伺えない日程となっているんですね。なので、これは来年も行われるかちょっと分からないんですけれども、そこら辺の日程調整、その方たちも行けるような日程にさせていただけるとありがたいなと思いますけれども、そこら辺、お願いします。

○清水コミュニティ政策担当課長 「Edo Tokyo キャンペーン」につきまして、そうですね、田中委員おっしゃるとおりの事業の立てつけでございます。東京都が主体と

なる事業の中に千代田区も協働で開催するというもので、東京都の狙いとしましては、都内各地で行われているイベントに合わせて、東京都がキャンペーンを張り、そこに来られる方に江戸文化の魅力を知っていただくという相乗効果を狙っていくというものですので、時期に関しては、東京都といろいろ協議をしながらやっていましたけれども、まず初回である今回は、神幸祭ですとか、その辺りのイベントと重なってはしまうんですけども、ちょっとこの期間で進めたいというようなお話の下、やっております。ただ、おっしゃるとおり、千代田区に関しましては、地元のお祭りに携わる方、ちょうどぴたっと重なってしまうということはそのとおりでございますので、今後、東京都と協議する場合には、どの程度柔軟にその辺りの期間設定もできるかというのは丁寧に協議してまいりたいと思います。

○田中委員 ぜひ、その辺りお願いいたします。私も見に行きたかったんですけども、行けずにちょっと残念だったので、次回以降がもしあるとしたら、よろしくお願いいたします。

あと、これに関しまして、この期間でプレゼントというかな、何かグッズを配布されたと思うんですけども、その中でハンカチ、何かタオルハンカチみたいなのがあったと思うんですが、そういうのをせっかく江戸文化なんだから、手ぬぐいとかにしていかがかというご意見なども地域の方から頂いているんですけども、そこら辺の調整というか、進め方というのはいかがでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 グッズの内容につきまして幾つか種類をご用意しましたが、一つ特徴的であったのは、全町会のお名前をあしらったハンカチであったと考えております。これは、制作をする段階、町会の皆様からいろいろな意見交換しながらやっておりますけれども、やっぱり手ぬぐいにしたらどうかというようなご意見もございました。今回は、特に若年層、若い方々も含めて、ハンカチがよく使われていると。手ぬぐいに比べて、ハンカチは日常で持ち運びをしながら使うものですので、日常のワンシーンの中で少し目にする機会が多いような、そういった製品であるので、今回、ハンカチでまずチャレンジをしたということがございます。結果として、広報紙等にも出しましたけれども、ハンカチをもらいに来ましたということで、ハンカチを狙って来場された方もいらっしゃるということで、一定のご好評は得たというふうには考えております。

ただ、祭礼道具、祭礼衣装という一環の中では、もちろんルーツがあるのは手ぬぐいでございますので、今後、また来年度どうしていくかというのは検討ではございますけれども、手ぬぐいという選択肢もあるのではないかとというのはしっかりと受け止めて、今後の検討に生かしてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

ほかにございますか。

○永田委員 この助成制度の内容が示されましたが、これは、単年度でなくて、継続して実施されていくということでよろしいですか。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず、今年度、スキームを策定してスタートをさせていただきます。翌年度以降につきましては、ある程度期間を継続した幅で展開をしてまいりたいというふうには考えておるところです。また、そこは、予算上の積算ですとか、議会とのご相談というものが今後入ってまいるかと思うんですけども、ある程度の期間を

設けていきたいというのが気持ちでございます。

○永田委員 一度交付を受けた翌年度から、片方は10年間、片方は2年間、助成対象外となっていますが、この考え方として、例えば、各町会がどちらかを1回申請したらもう終わりのイメージなのか。そういう考えで予算の編成まで考えているのか。その辺、どのように考えて、助成の対象外の考え方ですね、ちょっと詳しくお聞かせください。

○清水コミュニティ政策担当課長 一度受給した町会がその後申請するには一定の年数が必要という考え方につきましては、考え方は二つ、2通りございまして、まずは、限られた予算を継続してやっていく中で、なるべく広く多くの町会に交付をしていきたいと。恩恵がかなり広い町会に行き渡るようにしていく上で、ある程度、申請頻度のバランスというものを設けていきたいというのが一つでございます。そして、もう一つは、この補助制度、既に日本全国で実施をしている自治体が幾つもございます。そういったところを調査し、ヒアリングをする中で、やはり全体の、町会全体から見たバランス、申請頻度というところで、受給制限を設けているというところが非常に多いところでございますので、こういったほかの自治体の制度もにらみながら、こういった制度に現在は仕立てているところでございます。

○永田委員 この助成制度、事業内容を見ていくと、やっぱり一通り町会に行き渡った段階で、一旦、ちょっと整理というんですかね、いつまでも続けるというか、特に制限なく続けるというよりは、どこかで整理したほうがいいかと思うんですが、その点、例えば、実際に最終的に予算をどのぐらいの規模で考えているのか、年度をまたぐと、それほど総額は出てこないかもしれないですけども、どのようなイメージで、際限なく補助金を続けるというのもどうかとは思いますが、その点、この事業を最終的にどこで終結させるのかというか、その辺、もう一度詳しくお聞かせください。

○清水コミュニティ政策担当課長 補助金がある程度広く行き渡ったところでの整理というのは、確かにご指摘のとおり、ここは整理すべき内容かなというふうには思っております。まずは、祭礼、千代田区における祭礼というのが文化とコミュニティ両面で価値を有すると。で、それを継続して、これまで来ている。これからも継続をさせていくことが非常に望ましいという中で、各町会に幾ばくかのご支援をしていくというのが出発点でございますので、まずは、広く、なるべく多くの町会にこの補助金をご使用いただくという観点で、予算の編成というものは、そうですね、来年度以降につきましても、しっかりとシミュレーションをしながら構築をしていきたいと思います。仮に、これが一段落——一段落といいますか、一巡、ある程度の町会が受給をされたという状況になる頃には、この祭礼に関する支援というのはこの1通りだけではございませんので、現在の調査研究も含めて、様々な支援の幅を検討していく。その中で、もしかしたら、この補助金そのものが役割を変えていく、別な手段でもって、今後、より深い支援に移っていく。そういったステージの移行というものも考えるところはあるかと思います。

○岩佐委員長 ほかに。

○米田委員 同じところなんですけど、補助内容です。永田委員が聞いていただいたんで、私は、この対象期間が令和9年3月31日までに支出が完了するものとあります。これを見ると、山車、太鼓、神輿、子ども神輿とあるんですけど、これを修繕すると、半年以上かかる場合もあります。神田祭だと来年5月ですから、もう今時分から修繕に出しておか

ないと駄目なんですよ。で、審査が終わるのは11月となっています。そこからの修繕で完了することを確認となっているんで、これは、神田に限ってですよ、タイトな日程になっているんで、その辺のところ、多分、出張所がこれから説明しに行くと思うんですけど、そういったところをちょっと柔軟に、もし神田の地域だったら出てくる可能性があるんで、そこはちょっと柔軟にやっていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○清水コミュニティ政策担当課長 事業完了の期間に関するご指摘でございます。米田委員のご指摘の状況というのもつかんでいるところでございます。やはり神輿を修繕に出すときに、部分的な補修であれば、あまり時間のかからないものもあろうかと思うんですけども、一通り点検をして、必要なものを洗い出して、修繕を終わらせていくと、約半年ぐらいというお話も伺っているところでございます。

まさにご指摘いただきましたが、補助の審査、交付というのを年内に、11月、12月というふうに考えてございます。本来、補助金を受給するには、交付決定がなされた後で事業に着手してくださいというのが一般的ではございますが、ただ、そうすると、おっしゃるとおり、ちょっと半年というスキームで3月31日が難しいケースもあろうかと思えます。そのため、実は、7月、これから各町会に説明に回るんですけども、今月の下旬頃から9月いっぱいぐらいまでかけて、事前確認期間ということで、我々コミュニティ総務課が各町会から事前の要望、確認を受ける期間を設けたいと思っております。その中で、やろうとされている内容が今回の補助金の受給要件に当てはまるかどうかというものを簡易的に確認させていただき、当てはまるということであれば、事前確認さえ済めば、その時点で発注いただいても可能なようにしたいと思っております。ただ、実際の審査は11月以降に行いますので、発注は可能です。ただ、審査の結果は採択されない可能性もありますので、ご了承くださいということを含んでいただく、そのコミュニケーションをした上で、発注していただくことは可能という運用にしたいと。そういった制度設計にしていきたいというふうに考えてございます。

○米田委員 柔軟に対応していただいて、修繕できるところって、3か所ぐらいなんですよ、実は。決まっていますんで、集中したら半年以上かかる場合もあるんで、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

あと、修繕は4件、はんでんとか手ぬぐいとか時代衣装が10件と。この件数に収まれば僕はいいかなとは思っているんですけど、これ以上すごい勢いで殺到した場合、この場合は、審査があると書いているんですけど、ある程度の基準を持って審査すると思うんですけど、漏れたときに一番困るのが出張所長だと思うんですよ。大変な役割を担うと想像できます。うちの連合のことはやめておきますけど、言うのをね、やめておきますけど、その辺のフォローアップもしっかり考えてあげないといけないと思うんですよ。例えば、今年度駄目だったら、来年度優先的に行けるよとか、この説得も非常に難しいんです。ねえ、所長。多分、やられた方々は分かっているんじゃないかなと思うんですけど。だから、その辺のフォローアップも、しっかり部長を交えて1回やっていただきたいなと、説得も。ほんともうややこしいことになる、すねるところも結構出てくると思いますんで、その辺の対応をしっかりしていただきたい。

○清水コミュニティ政策担当課長 出張所とも連携しまして、しっかりやらせていただきたいと思います。まずは、申請がどの程度出てくるのか、ちょっと蓋を開けてみてという

ところはございますので、その状況も見て考えてまいります。ただ、予算上、300万円という中で実行していくものでございますので、仮に大幅に超過をしてしまう場合には、審査によって採択するところと、ちょっと優先順位が、申し訳ございません、次にというところがあるかと思います。ただ、その超過の度合いというものもありますので、それは予算の執行状況、申請状況を見ながら、どのような工夫ができるかというところは常に頭の中に置きながら、そうですね、制度運用というものを進めてまいりたいと思います。○米田委員 ぜひお願いしたいなと思います。あっちの町会のほうが先だった、どうなっているんだとならないようにしていただきたいなと思います。

あと、もう一つ最後なんですけど、この申請、さっき、課長から申請の仕方、助言とかを含めて、丁寧にフォローアップがあると聞いていますけど、やはり、町会によっては、もうこんなことだったらやめるとか、申請の書類が多くなればなるほど、もう嫌だとか、そういう傾向になるんで、これも出張所が大変になるんですけど、その辺のフォローアップも最後までしていただきたいんですけど、いかがですか。

○清水コミュニティ政策担当課長 ちょっと申請の書類ですとか、そういったところは、今、最終調整中で作っているところでございますが、やはりぱっと見ると、書く内容ですとか、添付でつける書類がちょっと多いなと、面倒だなというような第一印象がもしかしたらあるかもしれないというふうには思っております。ただ、書き方ですとか、そこはしっかりと我々の職員がすぐに対応できるようにさせていただいて、状況をヒアリングして、今伺ったお話であれば、こういう書き方ですかねということで、申請書を書くときの適宜サポートというものは実施していこうと思います。できれば、申請の内容というのは非常に簡素で、すぐに進むものであるのがベストではあるんですけども、法的な整理ですとか調査研究の提言、こういったものを勧告していきますと、やはり一定の審査基準で審査をしていくのが適切であるというような提言も頂いた中でやっておりますので、書類はきっちりと、ただし、書き方に関しては、途中で困ることがないように職員側でもしっかりサポートしていくと。こういうことで進めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、このお祭りの件で、補助金の件でありますか。大丈夫ですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 ここを見させていただいて、実務的に話が出てくるのかなと、この補助内容というところなんですけども。普通考えると、大体、お神輿だとか、それを新規に作るなんて何千万となっちゃうんですけども、数百万から数千万の規模なんですよ。それを、ここのところの、例えば、50万で4件まで、それで10年間が対象外となったら、あんまり申込みがないと思うんですよ、あまりにも金額が離れて。これはあれですよ、飾綱だけで終わっちゃいますよ。そうすると、どうするの、10年使えなくなるんだったら、ここでは申請しないようにしましょうねって話になるに決まっているんですよ。そうしたならば、今回はこの道具の修繕ではなくて、こういうような衣装のほうにシフトをして、整理をするというのは考え方としてないのか。やっぱりこれは中途半端に50万で4件、でも、まあ、確かに足したら300万になって、何かそっちの読み込みでやっているだけで、でも、実態的に見たら、私がうちの町会の副町会長をさせてもらっているけれど、申し込みませんよ、はっきり言って、こっちのほうのは。だって、金額がもう全然違い過ぎ

ちゃうから。となったときに、実務的には、まずはこっちのほうのはんてんだとかというところに取りあえず今年はそうするとかということは考えないのかということ。

○清水コミュニティ政策担当課長 今回の補助金制度をまず制度設計して立ち上げて、今年度進ませていただきたいと思っておりますが、やはり申請の度合いですとか、どちらのジャンルに集まってくるのか、または、申請を頂く過程での町会の声、こういったものをしっかりと酌み取りながらやっていく必要があるなというふうに思っております。

ちなみに、山車、神輿の修繕、上限50万円で10年間助成対象外というのは、他自治体を調査する中では、例えば、岡山市が全く同じ手法を取っております。恐らく当該岡山の町会の中でも同じようなご意見がもしかしたらあるのかもしれませんが、実際に他自治体としてそういった運用をしているという実態がございます。

今後につきましては、ご指摘のように、神輿とか、そちらのほうでやるよりも、もう少しソフトな面で、はんてん、手ぬぐいのほうがよいのではないかなというふうなお声もあるかもしれませんし、申請実態を見て、そちらのほうに比重が偏るという可能性もあるのかなと思っております。そうであるならば、継続的にこれを続けていく中で、予算の調製であったり、制度上のバランスの部分であったり、こういうところは、時期を見ながら適切に制度設計を柔軟に検討してまいりたいと思います。

○はやお副委員長 ちょっと、そのところはスモールスタートというか、いろいろやってみて、やってみなければ分からないという名言を残した理事者もいますけれども、やってみなければ分からないのは確かに現実あるんです。けれども、この辺のところを読み込みして、実態論に合わせて――申し訳ない、岡山市のほうとこちらのほうの千代田区の状況と、果たして地域性というのはどうなのかといったときに、やっぱり、例えば、うちの神輿は宮本というところで作って、すごい高いんですよ、はっきり言って。だから、そういうところからしたときに、実態論に合っているのかということをや一度検討していただきたいということと、それと、細かい話ですけども、先ほどの、例えば、事前確認をするといったときに、当然するでしょう。でも、今、交付金がオーケーになってからということになると、見積りベースで進められるのか、例えば、支払いベースでオーケーになるのかって、この辺はやっぱりある程度きちっと決めておかないと、必ずそごが出ると思うんですけど、その辺、どういうふうに考えていますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず1点目、本区の申請状況ですとか町会の声、こういうところは、実態論としての的確に捉えて、実態に基づいて検討を進めてまいりたいと思います。

次に、事前確認が済んだら発注していただいて問題ないということで、今、整理をしておりますが、その時点では、見積書として、見積りベースとして出てくるものというふうに考えております。ですので、その見積りベースで我々も認識をして、補助金の適用可否、審査はその後、審査の可否というのは別ですけども、申請の可否というところは見積りベースで我々も捉えまして、ご案内をしたいというふうに考えております。その結果、最終的な支払金額が変わるということも、これはあるかと思しますので、それは最終的に補助金の交付額決定というところで、当初の申請よりも交付決定額に少し差異があるというのは、これは一般的にあり得る話かとは思っておりますので、見積りベースでの調整を進めていきたいと思っております。

○はやお副委員長 結局は、実態的に言うと、うちがお神輿を大修繕したときには、依頼をしてから、やっぱり数百万かかりましたよ。1年かかっていますから。そうすると、これは、現実無理なんですよ。申請したって、結局は3月31日まで支払いベースを完了することということになるから。そうすると、支払いというのはどのタイミングになるのか、中間支払いでやるとかなんとかって、ややこしい話になるから。その辺も、やっぱりルールを、現実論どうなのかというところを考えていただきたい。先ほど、やっぱり永田委員から話が出て、これは継続するんですか、永続するんですかといったときに、これはとても自分たちの税金だけじゃ無理なんですよ。だから、私が言ったということじゃないですよ。確かに有識者のほうからも出たように、きちっと、例えば、社団法人だとか、そういうものをつくって、きちっと受皿をつくって、その中にふるさと納税を入れるとか、税金を入れるとか、それとか、やっぱりそういう財団のほうからお金をもらうとか、また、民間からもらうということを一つのパッケージにして、その中から金額を出していくという、その整理をします。そこで初めて、ここのところの道具の整備ができるんですよ。今、300万でただやったという事実を残したいだけだったら、やめたほうがいい、逆に。だから、本気で考えているのかということ、僕は、今日、代表質問でしたつもりでいるんですよ。

だから、最後言いましたよ、藤本さんに。副区長は、ここのところの交付金のことについてはきちっと整理してくださいよ、憲法問題もありますよ、二重の補助金のこともありますよ。それはやりますと言っていましたよ。けども、そのところの受皿をつくらない限り、永続的にはできませんから。そのところの覚悟が見えないんですよ。こんなところからスタートして、だから、こういう意見が出ちゃうんですよ。今年だけですかと。もう一度、その辺のところ、僕は、部長がきちっとこれは答えなくちゃ駄目だと思いますよ。お答えください。

○印出井地域振興部長 はやお副委員長からのご質問です。本会議でも同種のご質問を頂いたのかなというふうに思っております。

憲法上につきましては、ご答弁申し上げたとおり、最高裁においても、政教分離は完全に分離できるものではないと。そういうような前提の中で、世俗性とか文化性とかというところ、それから、総合的な考慮による枠組みとか、そういった形で解釈の一定のスキームを最高裁のほうでは示されているところもありますので、我々としては、それに沿った形での制度設計というふうにしたいと思っています。

二重払いとかにつきましては、ご答弁申し上げたとおり、そういったものもしっかりチェックできる、先ほど課長からのご答弁にもありましたけれども、ある意味、書類のほうについては、一定程度きちんと出していただきつつ、できるだけ手続は簡素に進めていくというような、そういったところを両立していきたいというふうに思っております。

それから、今回、こういった形で進めるということについては区長答弁からありましたけれども、やはり町会という地域コミュニティの中核、その求心力としての祭礼というところに価値を見いだす中で、そういった取組にできるだけ早く着手すると。そこを踏まえて、課長からもありましたように、ほかの自治体でも、従前から一定程度実績があり、しかも法的なトラブルは表れていないようなところから、まずは取り組んでいくというところでございます。

それから、おっしゃるように、千代田区の各町会のお神輿の中には、相当程度価値の高いもの、歴史的価値、それから、経済的にも非常に大きいものがあるかと思います。そういったものに対して、現状、この仕組みが釣り合っていないということについては、我々も感じているところでございます。ですので、今後こういった仕組みをさらに強化、充実していくと。いわゆる、例えば、神田や山王、そのほか千代田区の祭礼におけるお神輿が岸和田のだんじりのような価値があるようなものとして位置づけるようなことであれば、まさに補助金の出し方と受け方というところの議論も当然出てくるかなというふうに思っていますけれども、当初については、こういう形で進めつつ、一方で、和泉町のように立派なお神輿というところもあるんですけれども、我々、今回聞いている中では、例えば、子ども山車を修繕したいんだとか、それから、子ども神輿を新調したいんだとか。そういったコミュニティに近い形で、祭礼道具の修繕や整備というお声も伺っているところでございます。ですので、もちろん、そういう、何ですかね、歴史的にも立派な山車の修繕というところも射程には入っていますけれども、スモールスタートの中で、もしかしたら、そういったコミュニティとの関係性が深いところに先行すると。ただ、この継続の中で、各町会に不公平が生じないような形で時間的に調整し、採択についても一定の基準の下にきちっと進めてまいりたいというふうに思います。

○はやお副委員長 もう条例部長が条例部としての考え、これ以上僕はもう言うつもりはありません。だから、そこのところをしっかりと押さえていただきながら、進めていただきたいと。でも、ただ、あと、ここはうちの政経部も入っていますから、今後のことなんです。やっぱり何かと云ったら、1,000億の基金がありながら、今後10年後には、やっぱり公共施設をやっていくと300億ちょいになっていくと。その中で、「教育と文化のまち千代田」ということで、文化を大切にするというスタンスは変わりません。けれども、やはり行政として何を守らなくちゃいけないかということ、基礎的自治体として何を守らなくちゃいけないかということ、命をどうやって保証していくのか、そして、人づくりをどうするのか。じゃあ、政策的に云ったら、保健福祉政策と、そして、プライオリティーが高いということですよ、教育政策なんですよ。その2点について、今後、どういうふうに整理し、公共施設をやってプライオリティーをつけていくか。この整理について、どういうふうに考えているのか。これは、政経部のほうで、企画なのか、誰なのか、その考え方だけ示してくださいよ。というのは何かって、無尽蔵に税金があるわけじゃないから、そこのところのきちとした切り分けの考え方をもって税金投入していかなきゃいけないと思う。きちとした考え方、今は無理だろうけど、方針ぐらいは、流れぐらいはやっぱり僕は政経部がここのところについて答弁するべきだと思うんですけど、お答えいただきたい。

○岩佐委員長 財政課長。

○前田財政課長 ただいま区の財政運営についてのご指摘ということで、ご質問いただいたところでございます。

今ご案内ありましたとおり、現状は区民税等を含め増収といったところで、財政上、歳入のところは確保できているといった状況がありますけれども、その一方で、物価高騰、中東情勢、こういったところから様々に支出が見込まれまして、そういった意味ではなかなか財政状況は予断を許さない状況が続いているというふうに認識をしております。

また、行政運営を考える上で、何を優先順位を立ててやっていくかといったところは、それこそ、私たちも、今、中期の見通しといった中で、全体を見据えながら進めているところでございます。今回、この補助金という制度の中におかれましては、私どもとしては、これがこういった形で区民の皆様にとっての支援になるのかといったところ、全体のところを見させていただきまして、この場でなかなか来年度の予算とかという話はまた難しいですけれども、予算の編成の段階では各部のそれぞれの事情、状況を把握させていただきまして、健全で持続可能な財政運営ができるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 はい。のざわ委員。

○のざわ委員 今回の祭礼文化の継承、今後も、私もこれはすごくよくて、ぜひ将来的に1年でも長く、そして強化をしていただきたいと思いますと思うんですが、ここに書いてあります祭礼文化、祭礼道具は生きた資産と書いていまして、資産ということになりますと、やはり税金、補助金でございまして、今後、どのように使われて、どのような人数が増えましたかとか、担ぎ手とか参加者の増加になりましたかとか、そういうところも、ここまでは申請から交付の決定までの流れがありますが、交付してからどのように、軟らかい言い方をすると見守り、硬い言い方すると効果検証、政治的調査の把握はどのようにされるんでしょうか。よろしくお願いします。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいまのざわ委員からの補助金のいわゆる効果測定の考え方というふうに受け止めております。この補助金は、審査に基づいて、採択を決めていくものでございます。補助金を申請いただく段階で、まず、その対象となる道具がどのような歴史的経緯をたどってきたか。現在、コミュニティでどういうふうに活用されているか。そして、今後どのように展開していくかということでご申告を頂く予定でございます。補助金を受給した町会からは、最後、実績報告という形で、このように使われましたよということで情報を頂きますし、また、折を見て、区側からのヒアリングですとか確認というものにもご協力を頂ければと。ご協力を頂きたいという趣旨の下で、この補助金の運用は進めてまいりたいと思います。ですので、この補助金を申請する一連の過程の中で、町会とのコミュニケーションというものが一定発生をいたしますので、そういった中で、この祭礼道具がコミュニティにどういうふうに寄与してきたのか、あるいは今後どういうふうに寄与していくのかということをご確認に捉えてまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 はい。ほかに大丈夫ですか。

田中委員。

○田中委員 こちらの2番目のほうに関して、祭礼文化に関して1点お伺いしたいんですけども、これは一律、4件だけですけども、50万円上限ということで、補助率2分の1ですね。これなんですけれども、そもそも町会によって、かなり千代田区内107の町会で規模が違って、町会へのもともとの補助の金額にもかなり差があって、数十万円か

ら数百万円、そこに町会費を合わせたとしても、かなりの差があるということで、そこら辺の基準ですよ、選ばれる基準というのを、そことの兼ね合いというものをどのように考えていくのか、お考えをお聞かせください。

○清水コミュニティ政策担当課長 ただいま田中委員から町会それぞれに規模に差異がある中での補助金の交付の在り方というご質問というふうに受け止めております。まず、今回新設をする補助金につきましては、区内の祭礼道具、これが繰り返し使われることで、文化的価値、そして、コミュニティとしての価値を発揮すると。要は、子どもたちから新規の住民の方も含めて、どんどんコミュニティを活性化していくということを狙いとして、用途を限定した、ジャンルを限定した補助金ということで、これは展開してまいりますので、町会の規模というものによらず、その町会の中で実施される事業に対して補助金を出していくという考え方でございます。

ただ、一方で、田中委員おっしゃるとおり、町会ごとに世帯数ですとか規模はまた違いますので、町会の一般的な運営という視点では、既存の町会の補助金の中で、そこはこれまでも運用してきておるところでございます。今回の新設の補助金は、文化的価値、コミュニティ的価値を維持増進させるという意味で、新たな趣旨としての補助金の新設というふうに受け止めていただけると幸いです。

○岩佐委員長 よろしいですか。はい。

私からも1点いいですか。

町会、先ほど町会を対象に前提なんですけど、町会だけが対象ということでよろしいんですかね。要は、これは、対象品目、行為というのはしっかり書いてあるんですけど、その対象の団体というのが町会なのか、町会も氏子町会、要はどこかのもう既存の——既存というか、新しいのがあったら困るんですけど、既存の神社、そういった神社を、特定の神社とひもづいた町会という認識で進めてしまうのか。あくまで、これはコミュニティ、あるいは文化の一環なので、この趣旨に合致する団体がこの趣旨に合致するお金の使い方をすれば、そこもエントリーはできるのかということとはいうのと。

あと、もう一点、さっき基準についてお話ししたんですけれども、審査があるということはもちろんあっていただいたほうがいいんですけれども、その審査基準というのをどれだけ事前に町会にお示しするのか、やっぱり全く何も分からない中で、今年駄目でしたよとかというのは、お祭りは、2年に1回、大体皆さんやっていらっしゃるけれども、そこで、じゃあ、今年駄目だから2年後に買おうというようなことができないんですよ。特にはんてんとか手ぬぐいとかは買わなきゃいけないから買うものであって、じゃあ、これはもう応募数が多かったから、2年後ねみたいな形でできるほど、そんなにフレキシブルに買う、買わないを決めているわけではないという中で、ある程度、自分のところがちゃんと通るのか、あるいは、おたくの町会はちょっとここの書類とこの書類が出ていないから難しいよみたいな、そういったほかの基準もあるのかという部分も含めて、今度、制度を各町会に説明されるということなんですけど、どんな内容を説明されるのか、ご説明いただけますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 まず、対象となる団体でございますが、今回、この制度につきましては、町会に限定をした交付ということでございます。これが、例えば、事実上の所有とか管理、これが神社のものとなると、直接的に政教分離に抵触するおそれが

ございますので、神社が所有するものは一切対象とはいたしません。

○岩佐委員長 エリマネとか。

○清水コミュニティ政策担当課長 はい。エリマネとか、そうですね、基本的に、もう団体は町会に限るというのがこの交付の趣旨でございます。というのも、神輿、山車を持っている所有というのは、調査研究の結果、もうこれは町会ということでございます。１０７あるうちの、今、一覧表はこれから完成させていくんですけど、約８０ぐらいのデータが出ていますのでございます。さらに、この町会がこれまで千代田区のコミュニティをつないできたという歴史的経緯も踏まえて、この補助金に関しましては、交付対象は町会に限るということで、まず、スタートをさせていただきたいと思っております。

次に、審査基準でございますが、今後、町会とやり取りをする中で、説明は制度概要ですとか制度のスケジュール、流れとか、そういったところを手厚くやらせていただくんですけども、実際に事前確認をして、そして申請書、事前確認が通った後に申請書をお渡しするんですが、その申請書、ちょっと付随する説明書というものも今予定をしております。そこに質問事項が幾つかございますので、その質問の内容が基本的には審査事項、ここに書いてある内容がどの程度実現されているのかというところが審査基準でございます。例えば、当該物品の歴史的経緯であるとか、コミュニティをどのようにつなげてきた、どのようなイベントで活用してきたのか。例えば、町会の中だけでイベントが完結しているわけではなくて、町会非会員も含めた、幅広く住民がその物品に触れられるような状態が既にできている、今後そういった機会を充実させていくと、そういった内容が質問表の中には含まれてございますので、その質問そのものが一つ一つ審査のポイントということでございますので、我々としても、実際に書く作業というところはしっかりとサポートしながらやってまいりますので、その中で、もう少しこういった要素があればですとか、あとは申請状況、全体の状況を見て、かなり超過するようであれば、そこは早めの段階で、例えばですけれども、ちょっと今後も見据えてというようなご案内もなるべく丁寧にできればというふうに考えております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

あと、すみません、もう一件、町会、例えば、はんてんとか手ぬぐいとか、こういったものが対象の場合に、町会員じゃないメンバーとのコミュニティを私は想定されて、今回の補助金ができているんですけども、町会によっては町会員にしかはんてんを貸さない、町会員にしか手ぬぐいを配らない。そういったことはあると思うんですよね。そこは、しっかり今回の補助金の趣旨が町会じゃないという、町会だけじゃないところとコミュニティをしっかりと結んでいかなきゃいけないものだよということを確認するものになっていかないといけないと思うんですけども、そこに関しては、どんなお考えでしょうか。

○清水コミュニティ政策担当課長 今、委員長にご指摘いただいたようなところがまさに審査のポイントにもなってくるかというふうに思います。町会の中だけで使われていくという場合と町会非会員の方にも提供するためのものであるとか、一般的な固有の〇〇さんのためだけじゃない、様々な住民の方に使っていただけるしつらえとしているとか、そういった状況も含めて、ポイントに影響はされてくるというふうに思いますので、町会の活性化というところは非常に重要なところではありますが、その他の主体との橋渡しという

のが実現するという、その状況がよく見えるものについては、しっかりとポイントにしていくというふうに考えていきたいと思います。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

大丈夫ですかね。ほかに質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、祭礼文化の継承に係る取組についての質疑を終了いたします。

次に、（２）千代田区新スポーツセンター基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果概要について、理事者からの説明を求めます。

○沖田施設整備担当課長 それでは、（仮称）新スポーツセンター基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について、地域振興部資料４に基づき、ご説明させていただきます。

本件につきましては、当委員会において、スポーツセンターの基本計画（素案）をご説明いたしまして、パブリックコメントを実施する旨をご報告させていただきました。今回パブリックコメントを実施し、結果をまとめましたので、概要をご報告させていただきます。

まず、項番１です。新たなスポーツセンターの整備にあたり、学識経験者や団体関係者からなる新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、隣接する公共施設との連携により期待される機能や規模等を示した基本計画（素案）を取りまとめ、これに対するパブリックコメントを実施いたしました。

次に、項番２のパブリックコメントの結果概要です。募集期間は令和８年３月５日から３月１９日まで。募集方法は記載のとおりでございます。また、周知につきましても、ここに記載のとおりでございます。意見提出者数は１７名、意見数は４３件でございます。

提出された意見と区の考え方については、別紙をご覧くださいと存じます。主なご意見を分類してご紹介しますと、避難所機能の充実、弓道場とアーチェリー場の専用の諸室を希望するものや両競技の兼用に対する安全性や快適性のご指摘、工事期間中の活動継続、さらには事業方式や東京都との連携に関するものなど、多岐にわたるご意見を頂いております。

ご意見につきましては、原文のまま掲載しておりますので誤字等がありますが、ご容赦いただきたいと思います。数多くのご意見を頂いておりますので、幾つか抜粋してご紹介したいと思います。

まず、防災機能に関する意見につきましては、意見番号の２番や３番でございまして、大地震等、災害時の避難所機能や空間の拡充を求める意見ですとか、地下シェルター機能の必要性に対するご意見を頂いております。区の考え方につきましては、本計画において、新施設では防災機能と空間の拡充を図ることとしておりますけれども、地下シェルターは通常の避難所機能と異なることから、設置は想定しないことなどを回答しております。

また、今回のパブリックコメントで最も多くの意見を頂いておりますけれども、弓道場とアーチェリー場につきましては専用施設として分けてほしい。安全性や利用環境に十分配慮してほしいといったご意見。基本構想素案では、アーチェリーは弓道と分けることが望ましいとされているところ、基本計画では弓道とアーチェリーの兼用は維持しつつ、サブ

アリーナや屋上でも利用を検討するとなっており、基本構想と基本計画素案にそこがあるといったご意見を頂いております。

該当するご意見としましては、表の一番左の提出者の番号で、4番、5番、6番、7番、9番、10番、11番、12番、14番、15番、16番でございます。

区といたしましては、基本構想素案作成以降、建設地を現スポーツセンターの所在地に決定し、改めて令和6年度に基本構想を策定していることですか、令和7年度には基本計画で検討したところ、現在ある諸室を国内大会基準の規模で確保しつつ、諸室の配置などを踏まえると、弓道とアーチェリーを専用の諸室をそれぞれ設けることは難しいというふうに考えてございます。

一方で、新たにサブアリーナの活用や屋上利用の可能性も含めて検討を進めるとともに、安全性の確保に関する課題については重要であると認識しておりますので、ご意見を受け止め、今後の設計の参考にさせていただきたいというふうに考えております。

また、工事期間中の活動機会の確保に関するご意見がございました。該当する意見の番号につきましては19番、33番、38番でございます。代替施設につきましては今後検討していくことを考えております。

このほか、更衣室やシャワー室の配置、動線、衛生面など施設の快適性に関するご意見や、事業手法や東京都との連携に関するご意見も頂いております。これらにつきましても設計条件や運営面、東京都の協議を踏まえながら、今後検討を進めてまいります。

最後に項番3の公表についてです。本日の委員会報告後、広報千代田7月5日号にてパブリックコメントの結果を公表する予定としております。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のぞわ委員 今回の新スポーツセンター建設という、区民の健康増進ですとかコミュニティ形成にとって、とても大切な大きいプロジェクトなんですが、今回の意見提出者、パブリックコメントの意見の提出の方が17名で意見数が43という形で、数字だけ、内容的にはあれなんです、判断は分かれるかもしれませんが、数字的にはちょっと少ないのかなと。というふうに見る面もありまして、だからといって全ての意見が通るというものもなかなか難しいと思いますが、ただ、このいろんな媒体を通じて周知をされたということに対して、この数字的な区のご認識と、あと今後、物を言わない、ここから潜在的な皆様の区民ニーズというのは、この基本計画策定の中でどのように酌み取られるご予定なのか、いかがでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 今、のぞわ委員からご指摘ありましたとおり、スポーツセンターの建築に関しましては、区民の健康増進において非常に大切な側面であるというふうに考えております。今回、パブリックコメントにつきまして、17名、43件のご意見を頂きまして、この数が多いか少ないかというところの評価はどうかということでご質問いただきました。我々としては、パブリックコメントのこの数をもって賛否を考えるものではないというふうに考えております。ただ、今回、基本計画を策定するに当たっては、いろいろと利用者の方ですとか、あるいはスポーツ協会の加盟団体の方にもアンケートを取ったり、あるいは基本計画策定前には基本構想の中でパブリックコメントに準じた形で意見募集をやったりと、様々な形でご意見を聴取してまいったところでございます。そう

した内容も踏まえまして、基本計画検討会では、そこで頂いたご意見なんかも紹介をしながら取りまとめをしてきたというところまでございまして、潜在的なニーズにつきましてもここでは把握をしながら検討を進めてきたというふうに我々は考えてございます。

○岩佐委員長 はい。

ほかにご意見は。

○永田委員 このコメントの中で地下シェルターの整備を求めている、一応その計画はないという、一般的な避難所として運営していくということですが、政府として人口カバー率100%を2030年までに目指すということがある中で、地下シェルターとあと避難シェルターって、シェルターそのものの定義も非常に曖昧な状態で難しいと思いますが、この施設は東京都の合築ということもありますし、国と東京都、今後いろいろ調整しながら、地下シェルターというのも一応想定した上で、この基本設計、まだ入る前ですから、そこは排除しないでいただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 今、永田委員からご指摘いただいたとおり、またこのパブリックコメントにもご意見がございますとおり、地下シェルターの必要性が、昨今、重要性が増しているというところで、我々のほうとしても認識をしているというところまでございます。

一方で、今、東京都と合築というお話もございましたけれども、今回、隣で一緒に合築する予定の合同庁舎につきましては、主税局、水道局等が入ってございます。そしてそれらの機関につきましては、今どういったものが入るかというところは検討中ではございますけれども、駐車場の整備等も必要ということで、地下の掘削量も非常に多いような状況になるだろうということは想定がついております。そうした状況の中、そういった地下シェルターを整備できるかということも含めまして、建築条件等、様々影響してくるかと思しますので、ご意見を受け止めながら、設計でそういったことも視野に入れながら考えてまいりたいと思います。

○永田委員 もう一点、別で、この要望の中にもありましたけども、やっぱりマイナースポーツというんですかね、そういった競技の方たちが専用施設を求めているという中で、例えば競技人口だったりとか、そういった需要とのバランスというんですかね、それを考えるべきだと思いますが、その点について、どうしても専用施設が必要なもの、具体的にはちょっと言いませんが、そういったものの対応について、全て受け止めてしまうと、そこら辺は公平性としてどうなのかという意見もありますので、その点いかがでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 今回のスポーツセンターの建築の検討に当たりましては、まず現スポーツセンターの機能を確保するということを前提に進めてまいりました。その中で、さらに現スポーツセンターを国内大会基準で整備できるようにすることを前提に計画を進めておるところまでございまして、そういった中での施設の配置を考えているというところまでございます。

今回、メインアリーナが3面整備されたりですとか、あるいは新たにサブアリーナを整備するというところまでございまして、様々スポーツの競技がある中で、マイナー競技と言われるものもあるかなというふうに思っております。そうした競技ができる環境というものをサブアリーナ等でも補足できるのかなというふうに我々は思っております、様々な競技がこの場で行われるというところも想定をしながら、計画のほうは進めてまいりたい

というふうに思っております。

○永田委員 現状もう入っている競技の施設はそのまま基本的には移行するという状態で、とはいえ、やっぱり利用率がそんなに高くないようなものは、そのまま移行していいのかどうかという意見もあると思うんです。さらに、また新しい競技もありますし、そういったところとのバランスだったりとか、あと、スポーツのバリアフリー化というのも進めていくと思いますが、やっぱり例えば現状で千代田区のスポーツセンターの独自というか特色として、相撲場が、土俵があるというのは非常に珍しいと思いますが、マットで代用できるというのもありますし、そこら辺のところ、あとはアーチェリーと弓道は違うから両方欲しいという意見も分かりながらも、その点は相当慎重に議論を進めていかないと、今後やっぱりこういう、対立まで行かないですけど、声が大きい団体の意見が通るような状態というのはあまり、私は問題なのかなと思うので、非常に、何度も言いますが、公平性を保つように、今後設計、基本設計までは慎重に進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 現スポーツセンターの諸室を維持するというのは、今回、基本計画における検討の結論でございまして、その結論に至るまでには現諸室の利用率なんかも踏まえながら、皆様でご意見を頂いて検討してきたというところでございます。

具体的には、相撲場をほかの競技と兼用するということも考えながら、やはり相撲場につきましてはそのまま残すというような結論に至ったことですか、様々各部屋における利用状態、あるいは多目的に何か利用できないかということも含めて検討を進めた結果、検討会においては既存の機能を残しながらということで結論を得たというところでございます。

今、永田委員からのご指摘がありましたとおり、バランスを図りながら、様々な競技が公平性を持って進められるように、基本計画においても検討を深めていきたいというふうに思っております。

○永田委員 結構です。

○岩佐委員長 はい。

ほかにご意見はございますか。

○田中委員 新スポーツセンターの、こちらはパブリックコメントの結果なんですけれども、先ほどご意見があったように、声の大きい人の意見が通るよりは、公平に聞いていただきたいというのがありまして、この千代田区の各スポーツの、何というんですたっけ、協会とかに対する聞き取りというのは、逆にどのように、もう実行されたのか、これから計画されているのか、そこら辺を教えてください。

○沖田施設整備担当課長 スポーツ協会に対する意見の酌み取りでございしますが、まずアンケートという形で実施をしております。また、直接聞く機会としては設けておりませんけども、今年度に入りまして、5月、6月とスポーツ協会の総会ですとか理事会に私が出向きまして、今回のこの基本計画の内容について説明をしてきたというところでございます。その場で様々ご質問も頂きまして、我々のほうの考え方をお示しさせていただいたというような状況でございます。

そういった会に参加させていただく中で、直接スポーツ協会の方からご意見を頂く場を設けてほしいということも頂いておりますので、そのヒアリングにつきましては、スポー

ツ協会の方ともご相談をしながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

秋谷委員。

○秋谷委員 土俵なんですけれども、日本相撲協会からは、女性は乗っちゃいけないと。で、千代田区の場合は、そこは、まあ、ないと思うんですけど、ただ、土俵があることによって、もしか何で男だけ使える施設を造って、と思うじゃないかなと思うんですけど、その点はどうなんでしょう。（発言する者あり）うん。

○岩佐委員長 どうですか。

課長。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 今現在でも千代田区のスポーツセンターの土俵で女性の方が練習とかもしている状況でございますので、今後もそういった形で進められるのではないかなというふうに認識しております。

○岩佐委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 ただ、土俵があって、先ほど土俵を作る、残ると決まったとはいえ、土俵はなかなか広いですし、それでもやっぱり限られた環境の中でそのまま話を進めていくのかなというのが少し心配なんですけれども、その点も含め、いかがでしょう。

○岩佐委員長 暫時休憩します。

午後2時12分休憩

午後2時15分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。課長。

○沖田施設整備担当課長 現スポーツセンターにおける相撲場につきましては、例えばわんぱく相撲を実施したりですとか、あるいは近隣区では相撲場がないというような状況もございます。千代田区においては相撲場の需要も一定程度あるような話も聞いております。したがって、今、基本計画の中で相撲場を整備するというふうな方向性は示しておりますけれども、ご意見を受け止めさせていただきたいと思います。

○岩佐委員長 はい。ほかに大丈夫ですかね。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 これも実際随分前に特別委員会を設置してスポーツセンターを造ろうという話が。どこにするかということがあって、そのときに体育協会からの、今何と言ったっけ。スポーツの、（「スポーツ協会」と呼ぶ者あり）スポーツ協会の、やっぱり大きな要望として出てきたのは、先ほどありましたようにアリーナであるところの、結局は国内大会が基準でできること。あと、プールも当然そう。あと多目的スペースということで、みんなが汎用性の利いた部屋を作ってくれ。この三つは必ずあった。

課題として必ず出ていたのが伝統的なスポーツをどうするかというところだけが課題だった。そのの、どのような経緯経過で意思形成過程ができたかというところを整理しておいてください、そこ。今日のところはこれ以上やっても話が詰まるものではないから、そこは整理してください。

あと、やっぱり一番あれなのが、これのパブコメを見て、まあ往々にしてあることなんだけれども、結局は全て言っているのは、〇〇について検討します、〇〇について参考にし

ますって、一体じゃあ何をやるのというのが分からないのよ、はっきり言って。ここ、結構際い話だから、そのところについて、もう少し、何だ、ブラッシュアップして、このことについてどういうことをやっていくんだという整理をもう少し踏み込んだ形でしないと、何か曖昧なまま進んでいくような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○沖田施設整備担当課長 前段のスポーツ協会からの要望につきましては、我々のほうもしっかりと内容を把握しているところでございますし、実は検討会におきまして、平成29年にその要望が出てきたかと思えますけども、その内容も検討会の材料としてお示しをしながら、今回、基本計画の検討会において議論をしてきたというような状況でございます。

また、後段のパブリックコメントに対する区の考え方でございますけども、いろいろとご意見いただいているところでございまして、まさに今、基本計画を取りまとめたところでございますけれども、区の規模ですとか、それから東京都における規模なんかも、これから設計に入っていった詳細に詰めていくというところでございます。一旦基本計画で示した方向性はしっかりと維持をしながら、基本設計においてこういったことが対応できるのか等も含めて、この点、ご指摘としてご意見をご参考にさせていただきながら我々のほうとしては進めたいといった、そういった区の考え方でございます。

○はやお副委員長 結局はそこのところなんですよ、最終的にはね。当初は建て替えという話だったのが、あそこのところを、都税のところも使ってやろうじゃないかと。じゃあ、そこになってきたときに話が出ていたのは、もうほとんど都のほうは撤退してもいいという話になっていたんだよね、あのときは。だけでも今回残るわけでしょ。それとあと、うちのほうは地下のほうでいろいろな文化財のところの倉庫があるから、この辺のところも整理しなくちゃいけない。

といったところで、何が一番大切かといったら、何平米使えるかということなんですよ、スポーツセンターのためだけに。そこが整理されなければ、量的なボリュームで何がその中に入れられるかが分からないわけ。だから今ここでやって、夢を膨らまし過ぎちゃって、ぱっと話になると、恨みだけ買っちゃうんですよ。それで、いや、議会にも通しましたでしょと言われても困るんですよ、はっきり言って。

何をやるかと言ったら、最終的にプライオリティーなんです。決められているんだから、これだけは守るということをきちっと整理する。これ、さっき基本計画を見たって、そこがはっきり明確に書いていないんですよ。つまり何を求めるかといったら、さっきの言ったアリーナのところを必ず堅持するとか、それで今ペンディングになっていることは何なのかということを整理して、そこは平米数との関係で、こういうふうに整理します。

で、最終的に誰が決裁するかなんですよ。そこが悩んじゃうんですよ。でも、じゃあ体育協会で整理できるんですかという話なんですよ。これ、誰が決裁するのかということ。議会もやらなくちゃいけないよ、最後は。逃げられないから。だけでも、これを決裁して積み上げていくための意思形成過程をどういうふうにしていくかと。

だって、僕は、悪いけど、スポーツ協会のほうの会長なんか決められないよ。それぞれの代表から来ていて、俺もこうだ、あれもこうだといって、せめぎ合ってやるんだから。それをどういうふうに決定していくのかというふうに、意思形成過程をどういうふうにしていくのかと考えているのか、お答えいただきたい。

○沖田施設整備担当課長 今回の施設のボリュームにつきましては、基本計画でもお示しをさせていただいているところでございますけども、想定の延べ床面積として5万平米程度というところで。お示しをさせていただいているところでございます。

この5万平米の積み上げでございますけども、各、東京都の機能も必要な規模等もお示しを頂いていて、まだそこは確定的ではないんですけども、そういった面積ですとか、我々の区のスポーツセンターの現状の機能を維持しながら、国内大会基準というものを、諸室を積み上げていくと、この規模になるだろうというところでの結果でございます。

そして、各諸室の機能につきましては、こちら基本計画の中でお示しをさせていただいたところですけども、まだ具体的な内容には至っておりませんけども、国内大会基準を整備するですとか、メインアリーナについてはバスケットボールコート3面を確保するですとか、あるいは観客席を今の2方向からのの字型に整備するとか、少し具体的なところも踏み込んで書いているというところでございます。

具体的にこういったものをまず設計の中に落とし込んでみるというところで、我々のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 あと、結局これはまた新規要件なんだけど、在来校の中学校の、この前、運動会があったんですよ。それで、墨田区のところに行ったら、こんな大きい施設があって、こんな涼しいんだと。そのときすごい暑かったからね。だから例えば今後の新規要件としては、この何ですかね、非常にこの温暖化の中で子どもたちがといったときに、そういう施設も使えるという視野も出てくる可能性があるわけ。そういうところについてはどういうふうに加味しているのか、教育委員会のほうと、教育のほうとどういうふうにやっているのか。

あれ、すごく涼しくて見やすかったなと思っているわけ。みんなが喜んでぐるぐるぐる回っていました。あ、ぐるぐる回っていたと言っちゃいけない。運動会をやっていたからね。ああ、よく取れたなと思って。逆に言ったら、逆に貸すぐらいな気持ちで我々のそういう施設もあっていいと思うんだけど、その辺のところの検討というのは何か教育委員会と話しているのかどうかお答えいただきたい。

○沖田施設整備担当課長 今回のスポーツセンターにつきましては、例えば1階部分で川沿いに面した整備ということで、このにぎわいの創出に向けた整備なんかもやっていくというところで、まさにそこの1階部分はにぎわい機能を持たせた、そういった整備にしていきたいなと思っております、ご意見の中で、子どもが遊べるようなそういった施設にしていきたいというようなご意見もございました。また、今回、合同整備にすることで、隣に空地もできますので、そういった空地も活用しながら子どもが遊べる環境にしていきたいというところも考えてございます。

今私が申し上げた内容につきましては、子ども部とも話し合いながら、そういった整備を含めて考えていければなということでお話がございましたので、そういったことも念頭に考えているというところでございます。

○はやお副委員長 ちょっとごめんね。私が言っているのは、結局、墨田だったっけね、あれ。あれの体育館で、結局は、ある程度冷房の効いたところで運動会ができていくわけ。それで非常にそういうことになってきたときの対応として、それも一つあるなと思って。体育館を造るんだったらば、どのぐらいのスペースがと。いや、それはもう無理ですよ、

5万平米じゃ。という話であればそれなんだけど、例えば今こういう設計をしていく中で、今後暑くなってきたときに、例えば小学校も、場合によっては体育館、そういうところを使って、みんなが順番で運動会をやるということだって出てくる可能性もあるから、そういう視野に立ってということ。その周りで、水辺で回れるといたら、造ってまた大変な、ひっくり返っちゃうのが出て。だから体育館を使って、そういうことも、大きいスペースがあってもいいんじゃないかということなんだけど、その辺はどうかということ。

○沖田施設整備担当課長 失礼しました。今回メインアリーナが一番大きな空間になります。こちらはバスケットコート3面の広さというところと、それから先ほど申し上げたとおり観客席もつくというところで、空間としては非常に大きな空間になると思います。学校の運動会をこの場でできるような広さを確保するためにどういうふうにするかという観点では計画はしておりませんが、今回整備するこの広さの中で運動会等ができるかというところを小学校のほうでは検討をしていただけたらと思いますし、この広さの整備ができるということは子ども部にお伝えをしながら、そういった暑さ対策にもなるということも踏まえて整備のほうを考えていきたいというふうに思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑、ご意見はありますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、（2）千代田区新スポーツセンター基本計画（素案）に対するパブリックコメントの結果概要についての質疑を終了します。

以上で地域振興部の報告を終わり、続けて政策経営部の報告に入ります。政策経営部（1）令和7年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、理事者からの説明を求めます。

○前田財政課長 政策経営部資料10をご覧ください。繰越明許費に係る繰越計算書をお示しさせていただいてございます。こちら、繰越明許費でございますけれども、昨年、第2回の臨時会、本年第1回の定例会でご議決を賜っているところでございます。また、繰越明許費につきましては、繰越計算書を調製し議会にご報告を差し上げるということで、先日、本会議におきまして副区長よりご報告をさせていただいておりますけれども、その内容につきまして詳細を資料でお示ししているというものでございます。

資料をご覧くださいいただければと存じますが、予算額は全体で16億1,021万9,000円となっております。

続きまして、翌年度繰越額でございますけれども、子ども費の物価高対応子育て応援手当、こちらにつきましてはおおむね執行が進んでございます。また道路公園費の公園・児童遊園の整備につきましては、前払い金の請求があったことによりまして繰越が不要になったと。そういった形の対応等もございまして、昨年度中に対応した部分、こちらを勘案させていただきまして、全体で10億8,796万1,000円となっているところでございます。

また、2ページ目のところでは節別の内訳についてお示しをさせていただいております。

簡単で恐縮でございますけれども、ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（１）令和７年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについての質疑を終了します。

次に、（２）富士見二丁目３番地区第一種市街地再開発事業における権利変換計画（案）への同意について、理事者からの説明を求めます。

○富澤財産管理担当課長 それでは、富士見二丁目３番地区第一種市街地再開発事業における権利変換計画（案）への同意について、政策経営部資料１１に基づきご報告させていただきます。本再開発事業には区有地を含むことから、これまで当委員会において事業の進捗状況のご報告も差し上げていたところです。今般、再開発組合から権利変換計画案が示されたことから、その内容と区の対応についてご報告申し上げます。

それでは、資料をご覧ください。

項番１、概要でございます。区は本再開発事業に地権者として参加しており、令和８年６月に再開発組合から権利変換計画案が示され、区が取得する権利床の面積や配置が提示されました。これを受け、権利床の取得のため、計画案に同意するものでございます。

項番２、権利変換計画（案）についてです。まず、権利変換の対象となる従前の資産は旧富士見二丁目広場で、所在は富士見二丁目４番３４外３筆、数量である土地の地積は７０５.８平米でございます。

次に、（２）区へ提示された権利変換計画（案）の内容です。従前資産の金額は４０億２,０５０万８,０００円です。一方、従後資産は、権利床としてＡ棟の６１４.４９平米とＢ棟の７２０平米となり、金額は従前資産との等価交換となります。それぞれの位置関係につきましては、資料下段の図をご覧ください。左側の中央、緑色の部分が区有地である旧富士見二丁目広場であり、赤枠が再開発の区域になります。右側の図は、再開発区域内における従後の敷地の配置を示しております。

続きまして、資料の２ページ、（３）権利変換計画案の内容審査と同意でございます。区では、本計画案について、土地建物価格審査会において専門的知識を有する不動産鑑定士の意見を踏まえて精査いたしました結果、適切な内容であると判断したため、権利変換計画案に同意するものでございます。なお、区は従後資産としてＡ敷地４階の地域コミュニティ施設部分６１４.４９平米と、Ｂ敷地の建物全体７２０平米を取得いたします。

続きまして、項番３、従後の区有地・区有施設の検討状況です。取得する権利床には、庁内の需要調査を踏まえ、学童クラブと中高生の居場所の整備を念頭に検討を進めております。

項番４、今後の予定でございます。再開発組合による権利変換計画の認可申請は令和８年度を予定しております。建築工事の着工や竣工については、事業計画変更に向けて検討中であるため未定でございますが、今後の進捗に応じてご報告を差し上げたいと思っております。

簡単ですが、ご報告は以上になります。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

委員からの質疑を受けます。よろしいですか。大丈夫ですかね。

あ、ごめんなさい。はやお副委員長。

○はやお副委員長 まず、これ、前提条件の確認ですけれども、床は買わないということ

になっていたんですね。そこのところが一つと、そしてあと、ここのところについての、やっぱり以前福祉会館があったところの土地ですから、地域的にどのような要望があって、あの当時、僕、すごい要望があったような気がするんですよ。ここのところがそれなりにちゃんと擦り合わさっているというのか、今回はちょっと所管とは関係ないところになってしまうんだけど、この辺が、どういうふうに聞いているのか、もし分かる範囲の中でお答えいただきたい。

○富澤財産管理担当課長 まず保留床の取得でございますが、昨年度のうちに事業者のほうはこちらの保留床を取得したいという意向を示されておりまして、保留床の検討は終了しております。

また、2点目の地域の活用というところではございますが、ご要望がたくさんあったとお聞きしているところではございますが、現在については権利床の内容について庁内で検討している段階でございますが、今後、具体的な用途を整理する中で必要な対応を考えてまいりたいと、検討してまいりたいと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかには大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお副委員長 はい。自分の地元だから。

○岩佐委員長 この、今、地元の要望という、副委員長も言ってくれたんですけども、メインはもう学童、子どもの施設ということは、地域の方もある程度はご理解されていると思うんですけども、やっぱり細かいところで、ここの福祉施設の跡地はお祭りとお神酒所、お神酒所があったりですとか、そういった感じでやっぱりコミュニティの拠点だった広場なくなるもので、開発の、都市計画が進む前の段階では、ちょっとした遊び場とかを要所要所スペースに造るですとか、ちょっとした拠点になるところを造るということを示されて都市計画に進んだとちょっと記憶しているので、逆に今、この、区の持分の部分でしっかりとこういった施設を造っていくというのと同時に、そうじゃないところでも従前の機能に代わるようなものをしっかりと地域と話しながら進めていっていただきたいと思うんですが、そこは財産管理の担当でやられるんですよね。大丈夫ですかね。

○富澤財産管理担当課長 今現在は、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、権利床の活用に向けた庁内検討をしているというところの段階でございますので、地域の活用というところにまではまだちょっと至っていない状況ではございます。ただ、再開発によりまして広場等も整備されると思いますので、その中で、以前地域で使っていたような機能をまた再びその機能を復活というか、させていただくことはできるかと思っておりますので、その点は再開発組合のほうに申し上げたいと考えております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかには、それでは、質疑は大丈夫ということではよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（２）富士見二丁目３番地区第一種市街地再開発事業における権利変換計画（案）への同意についての質疑を終了します。

次に、（３）千代田区地域防災計画の修正について、理事者からの説明を求めます。

○中根災害対策・危機管理課長 それでは、政策経営部資料１２をご覧ください。地域防

災計画の修正です。

まず、2番のところの修正の背景ですけれども、昨今NHKでも特番を組まれたように、富士山の噴火について大分現実感を持って国民も受け止めているような状況だと思います。国においても実際にガイドラインを策定して、実際に富士山噴火について大分検討が具体化しております。そのような背景を踏まえて、本区におきましても、今、火山対策編というのはあるんですけれども、震災対策編に準拠とするという形で、火山に少し特化したというものにはなっていないというのが今の火山編の地域防災計画です。ですので、もう少し国のガイドラインを踏まえて、火山ということの特徴を一定程度捉えた計画にしたいと、する必要があるというふうに考えております。

具体的に、では、ということで、3番の主な改正箇所となります。今般は、まず火山ということが地震とは一定程度違って、噴火の予兆が見られるということは気象庁は申しております。ですので、その予兆を捉えた段階——あ、正確に言うと噴火する、予兆の前から備えていただきたいんですけれども、その噴火の予兆があったときから、じゃあ具体的に、区民の皆さん、千代田区に勤めている皆さん、あるいはそして防災関係機関は何をしていけばいいのかというのが、一定程度の、箇条書程度になるかもしれませんが、タイムラインという形で、どういうことを心がけておくべきか、どういうことを備えておくべきかというのを整理して、この地域防災計画の中に落としていきたいというふうに思っております。

そして、それが（１）の①になります。それ以外の②③④は実際に降灰量がこのぐらい降るという想定が出た暁には、それをじゃあどうやって除却するんだ。じゃあ除却する道具は何なんだ。そして除却した灰をどこに持ってくるんだというところを一定程度具体化していきたいというふうに思っております。

裏面に参りまして、今回ののは主に火山対策編が中心ですけれども、震災編も風水害編もこの間の変化がございますので、ここにありますとおり、それぞれ（１）（２）（３）の①②③にあるとおり、各三つずつ修正をしたいというふうに思っております。

そして、冒頭申し上げましたとおり、区民の方や事業者に向けて分かりやすいとおり、50ページぐらいで、この地域防災計画自体は関係機関の行動、取るべきものというものを定めたものですけれども、一定程度区民の皆様にもこういうことが定まっているということを含めて分かるような概要版というものを作っていきたいというふうに考えております。

5番は、想定したスケジュールはこのような形で、今年度中に改定作業を終えたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ご説明を頂きました。委員からの質疑を受けます。

○のざわ委員 今お話がありました3の（１）の①ですか。これ、噴火前からタイムラインを新設するというので、これ、区民、在勤者、在学者が実際にどう行動するか。その訓練、周知、特に周知かもしれませんが、とっても大切になると思うんですけども、どのようにされるご予定でしょうか。

○中根災害対策・危機管理課長 おっしゃるとおり周知がとても大切で、火山の、実際に、火山といっても実際は富士山を指していますけれども、富士山が噴火したとすると、震災

対策よりも実は厄介なんじゃないかというふうに見込まれています。といいますのも、震災はおおむね3日するといろんな救援物資とか義援物資とかが届いたりとかという、手が届くと思われるんですけども、火山のほうは実は降灰の影響で、その3日間程度では済まないんじゃないかというふうに想定されています。

ですので、今、世間一般、国のガイドラインもだったかもしれませんが、少なくとも1週間程度備蓄をしてくださいというようなアナウンスに変わってきています。ですので、実際に平時から1週間程度の備えをしていただくということが重要になってきますので、それをじゃあ実際に今ご質問の周知をどうしていくんだというところは、なかなか実は難しい課題でして、地道にやっていく以外にはないのかなとは思っておりますけれども、そうはいつでも、ただ普通に周知しただけではなかなか広まらないという面もございますので、ちょっと具体的にこれが有効な手段だという一つの手段はないかと思っておりますので、いろんな手段を組み合わせながらやってまいりたいというふうに思います。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

もう一つ、この次のページで、3の（2）ですか。震災対策編及び資料編のところの③なんですけども、この防災ポータルサイトですとか防災アプリを計画に反映するということなんですけど、高齢者の方、外国人の方を含めて、誰一人取り残さない情報伝達の体制というのが、今の件も含めまして、より一層必要となると思うんですが、今後はどのようにお考えでしょうか。

○中根災害対策・危機管理課長 まさに今ご意見いただいたところで、日本人の方にはいろんな今媒体でお知らせしているのも一定程度浸透しているかと思っておりますけれども、なかなか実際の災害のときにお知らせできる媒体としては持ち合わせていなかったというのが現状で、今回のこのポータルサイトと防災アプリについては、日本語以外に英語、中国語、韓国語で、4か国語でご案内できますので、実際に例えば防災無線なんかの、今流れているのは日本語ですけども、このアプリを使えば4か国語に、だから残り3か国語に変換されて見ることもできますので、そのような実際の日頃から備えておいていただきたいことも防災ポータルサイトではそのような形で多言語で見られますので、そのような形で、外国人の方には特にこのようなことを使っていただきたいというふうに思っておりますし、もちろん日本人の方も、いろんなことをこのポータルサイトで紹介しておりますし、いろんな機能もついておりますので、ご活用、平時から活用していただきたいというふうに思っております。

○岩佐委員長 田中委員。

○田中委員 今ののざわ委員のご質問の関連で、多言語化に関してなんですけれども、今何か千代田区のホームページも121か国語に対応したということでお知らせが出ていたけれども、この言語、こちらが対応している言語の先の国ですよ。その国がそういうものを日本語に対応してくれているのか。要は外交の相互主義にのっとってそういうふうしてくれているのかということも調べていかないといけないんですよ。こっちばかり多言語化して便利にしているけれども、じゃあ日本人が外国へ行ったときに同じ対応をしてくれているのかという観点を忘れないでいただきたいんですね、いろんなことにおいて。このことだけじゃなくて。

優先順位は何か。もちろん人道的に云々ということはあると思うんですけども、その

優先順位というのを忘れないでいただきたいし、あと、今、別にホームページとかアプリが実際にそういう多言語の機能を装備しなくても、変換してくれる、翻訳してくれるサイトとかはいっぱいあるわけじゃないですか。だから、そういう方にはそういうのを使っていただくというのを前提に考えてもいいんじゃないかなと思うんですけども、お考えをお聞かせください。

○中根災害対策・危機管理課長 ちょっと最初のほうのご意見、ご要望の部分の、海外で同じように、海外の諸外国が、その国に住んでいる日本人向けにそのようなことをやっているかというのは、正直ちょっと分かりかねるところではあるんですけども、恐らくそこまで今の日本のほど親切丁寧にやってくれているとは正直思わないんですけども、各国いろんな考え方があるので、その中でも多分、その国の中で多少多い言語とかというのは対応しているのかもしれませんが、多少日本語が多い国はやってくれているところもあるのかなと思いますけども、ちょっとなかなかそれを働きかけていくというのは難しいところ。ご意見としては、で、防災施策というだけではないと思いますので、ちょっとご意見としてはお受け止めするようにいたします。

○岩佐委員長 まあ治安維持とかね、いろんな、人道的な観点だけでなくいろんな理由でやられていると思うので、そこは、そこをもうちょっと説明してほしいんですけども。

もう一個ありましたよね。あと、何だっけ。すっかり忘れちゃった。あれっ、今の答弁だけで。もう一つありましたよね。

○田中委員 あ、じゃあ……

○岩佐委員長 大丈夫ですか。もう一回お願いします。もう一つ。今、ちょっと。

○田中委員 あ、もう一つ。（発言する者あり）あ、優先順位。

○岩佐委員長 優先順位。じゃあ、同じですか。

○中根災害対策・危機管理課長 そういう翻訳ソフトとかを、こちらから言語を提供しなくても、翻訳ソフトを使って、そんなことも、同じような、同様の情報提供もできるんじゃないかといったようなご質問だったかと思いますが、確かにできなくもないのかもしれないですけども、一定程度、情報はできる限り早く伝わったほうがいいという面もあるかと思うので、全部が全部できるわけではないので、今のところ主要の日本語含めて残り3か国語という、一応この多分千代田区で一番、三つの、お住まい、千代田区にいる人の利用者と言っているのかな、使っている言語の多いところには対応していくというスタンスで今のところはおりますので、全部の言語に、広報のように百何か国語というのは、今のところ考えとしては持ち合わせておりません。

○田中委員 ありがとうございます。このことに限ったことではなく、区の行政のサービスというのがすごく何か多言語ありきみたいな、何かそれがデフォルトみたいになってしまっているのは、別に義務ではないんじゃないかなという疑問点を提示させていただいたところなんですけど、例えば、ちょっと広がっちゃうんですけども、外国人の方に無償で日本語教育をするだとか、そういうことに関しても、そこら辺もどうなのかと。日本人は英語を勉強するときに、学校でも幾つかありますけれども、何卒かありますけれども、勉強しようと思ったらお金を払って、何か英会話教室へ行ったりとかするわけじゃないですか。やっぱり受益者に費用を負担していただくというのはすごく重要な考え方で、何でも

やっておけばいいというのではなくて、やっぱりそこにはコストがかかっている、税金がかかっているということを忘れないでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○岩佐委員長 休憩します。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。文化スポーツ担当部長。

○武笠文化スポーツ担当部長 昨今、外国人対応につきましては、国のほうでも秩序ある共生ということが言われているところでございます。国内のこの秩序を維持するために、必要なサービスについて対応していくという視点を持ってサービスを提供していくことを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 はい。よろしいですかね。

永田委員。

○永田委員 現状の火山対策について少しお聞かせください。

今後修正していくと思いますが、例えば噴火があった場合、ゴーグルとマスクがなければ活動もできない状態で、庁内であたりとか避難所でのゴーグル、マスク、その他火山に必要な物資というようなものは、もう既にあるのかどうかお答えください。

○岩佐委員長 あるよね。（発言する者あり）

担当課長。（発言する者あり）

○中根災害対策・危機管理課長 ゴーグルですとか防じんマスクとかというのは、今のところ活動する職員用には一定の数はありますけれども、活動をするに十分な数という状況には今のところ至っていないです。区民の方向けにも、今のところ区民の方に備えてくださいというご案内をしている状況にとどまっておりますので、先ほどの議案のような食料のような形で、防じんマスクあるいはゴーグル等を備えているという状況には、今のところ至っていないです。

○岩佐委員長 永田委員。

○永田委員 そうすると、今後、計画の中でそういったことも踏まえて、備蓄物資の中にそういった火山対策のものも入れていくということでよろしいでしょうか。

○中根災害対策・危機管理課長 まだ具体的にどの品目を幾つという形で具体的な計画までには至っておりませんが、震災のときと同様に、一定の考え方をきちんと整理して、その数を備蓄するということになっていこうかと思っております。

ただ、実際に例えばマスクとかゴーグルを区の倉庫に備蓄しておくということだと、まず区民の皆さんがマスクを取りに来なきゃいけなくなってしまうので、そのときどうするんだということになりますので、やっぱり原則はご自分できちんと活動するためにも備えておいていただかないと、取りにも来れませんので、その辺りも含めて、ちょっとどういう数を、何をというところは考え方を整理して、そういう備えていきたいというふうに思っております。

○永田委員 確かにマスクもゴーグルも、噴火の後、取りに行くこともできないのでは全く意味がないので、例えば助成だったりとか、そういったいろんな幅広く検討をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 そうだね。

担当課長。

○中根災害対策・危機管理課長 おっしゃるとおり、そういうための、備えるための助成、補助制度とかということも選択肢としてはあろうかと思いますので、その辺り、考えてまいります。

○岩佐委員長 米田委員。

○米田委員 まさに火山灰、この地域の方々はそんな実感はないですけど、本当に鹿児島の友人から聞くと、大変だと。降ったら排水も詰まると。もう3日どころではないという話をしていました。実際に自衛隊が出動したケースもあると伺っています。とはいえ、千代田区民の方々はまだまだ実感が薄いんで、今後対策していくと書いていますが、例えば鹿児島だったら学校でリーフレットを配ったり動画を見たり、こういう場合はこうなるんだというのがあります。千代田区は今アプリをやっていますので、昨日の本会議でもアプリに関する質問が多々出ました。若い方はアプリが有効だと思います。要支援者はなかなか難しいんで、しっかりその辺の対策を考えていただきたいんですけど、いかがですか。

○中根災害対策・危機管理課長 米田委員のおっしゃるとおり、対象者ごとに適した手段というのがあろうかと思いますので、その辺りはどのような媒体を投じてお知らせしていけばいいのかということとは考えてまいりたいと思います。

今の防災ポータルサイトも、より、今もう既に一定程度こういうものを備えてくださいとご案内しているんですけども、よりもう少しはっきりと、もう、こんなことをというのが分かるような周知に向けて、今もう大分準備が最終段階に入っていますので、間もなく防災ポータルサイトの中でも、その辺りをしっかり国の動画を活用したり、火山灰の普通の灰とは違うんだということをお知らせするようなところですよとかというのを、しっかりいろんな媒体を通じてお知らせをしていきたいというふうに思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○はやお副委員長 ここの地域防災計画というのは4年に一遍つくるやつでしたっけ。ちょっとそこを答えて。

○中根災害対策・危機管理課長 必要に応じて改定という形になりますので、直近ですと震災対策は東京都の被害想定が見直されたときとかという形で、必要に応じて見直すということになります。

○はやお副委員長 令和4年のたしか5月に東京都が新たなこの被害想定が出ていた。そういうことからしたときに、ちょっとこのときは特化して話が出ていなかったのかもしれないけど、これは例えばこの4年かかっているわけだね、変更するに当たって。何か特に特段変える必要がなかったのか。令和4年のときの被害想定、東京都が出したときの被害想定の際に、千代田区の防災計画を変えるということは検討しなかったのかどうか。変えていた。変えていた。そこはちょっと答えて。

○中根災害対策・危機管理課長 令和4年の東京等の被害想定を踏まえて、震災対策編の令和5年修正は行っております。

○はやお副委員長 分かりました。

今回のところで考えると、やっぱり国とか都という方針に関しては、横引きの中で踏襲しているというような感じ、ひどい言い方をすると、なぞっていると感じ。けども、やっぱり千代田区の地域防災計画を立てるということになる、先ほど委員がいろいろ言っていたように、千代田区ならではのやらずにはないことというのは何なのか。例えばこの前のときには、防火だとか耐震性があるから、千代田区の区民の人たちは自分のところで少し待機してくださいよというように、まあそれが何なのか分からないからあれだけど、そういう整理というのをするのが、僕はこの新たな地域防災計画で火山対策の中を入れる内容だと思うんだけど、その辺はどういうふうな手順でどう進めようと思っているのか、お答えいただきたい。

○中根災害対策・危機管理課長 おっしゃるとおり、千代田区の地域防災計画ですので、千代田区の特性を一定程度へ反映したものにする必要があると思います。やっぱり火山対策編も震災対策編と同様に、昼間の人たちをどうするかというところは千代田区の特性として一定程度同じだと思います。その対策をどうするか、例えば、先ほど申し上げたとおり、もう噴火の予兆が見られたら、お勤めの方は極力事業所に来ないでテレワークにしてくださいとか、観光客で来ている人も、不要不急な外出は、幾ら千代田区の観光を予定していたとしても、もう予兆があれば諦めてもらうとか、で、区民の方も、先ほど申したとおり震災よりも長い期間在宅生活を強いられる可能性が高いので、そういった部分を十分備えてもらうとかという形の、千代田区の特性を踏まえた計画、そして、その中でもやっぱり国と都、これだけ千代田区には国道も都道もいっぱいありますので、その辺りを国と都の除灰の実際の計画と連動して、実際に物流を早期に再開させるために必要な道路というのはどこなんだろうというのもこの中で考えていきたいというふうに思っております。

○倉田災害対策・危機管理担当部長 先ほどのはやお委員の質問に対して、課長答弁を少し補足させていただきます。

まず1点目、東京都の地域防災計画が昨年度改定されておりますので、それを受けて、千代田区の地域防災計画火山対策編、これを修正するというのは適切だというふうに考えております。また、先ほど申されたように、国民の意識も高まっている。NHK等でも特集を組まれていると。

2点目ですけれども、今後、区の特性を踏まえてどのようにこの計画に落とし込んでいくのかと。一番最初に課長のほうが説明したとおり、やはり我々、このマイタイムラインというか、タイムラインが非常に重要だと思っております。それは区民であたり在学者、在勤者、この方々が、予兆ができるこの火山噴火に対して、その予兆が出る前の日頃の行いもそうですけども、どういうふうに行動していくか。これは都も国もつくっております。これを先行的に千代田区として作成して区民にお知らせすると。概要版も作ります。火山の特集も今後アプリのほうでしっかりと組んで、区民のほうに周知をしてまいりますので、そういった施策を通じてしっかりと千代田区の特異性のある災害対策編の地域防災計画、こういったものを整備していきたいと考えております。

以上です。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 ほかに、ご質疑は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（３）千代田区地域防災計画の修正についての質疑を終了し、日程２、報告事項を終わります。

日程３、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 大丈夫ですか。はい。

じゃあ、執行機関から何かございますか。

○皆川安全生活課長 ２件、口頭報告させていただきたいと思います。

１件目になります。中央通りにおける改造車、バイク対策についてでございます。秋葉原中央通り周辺では、改造車や騒音バイクが集まり、長時間の駐車や空吹かし等による騒音が発生しており、沿道住民や来街者から苦情や改善要望が寄せられているところでございます。こうした状況を受け、区では万世橋警察署と連携し、改造車や騒音バイクの滞留防止を目的とした対策を実施しております。具体的には、車両が駐停車しにくい環境を整備するため、中央通りの一部区間にセーフティコーンを設置し、長時間の駐停車を抑制する措置を講じております。本対策は令和８年６月１９日から開始しており、区が運用する青色防犯パトロール車、通称青パトにより、金曜、土曜の２日間、セーフティコーンを設置し、撤去作業を実施しております。今後も万世橋警察署と連携しながら、改造車や騒音バイク対策を行っていきたいと思います。

報告は以上になります。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

この件について、何かご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 よろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは、ほかに、何かご報告はありますか。

○皆川安全生活課長 すみません。もう一件報告させてください。

前回の６月１５日の委員会で報告させていただきました客引き対策の見直しに関する検討会の関係なんですけども、検討会を立ち上げまして、７月９日、午前１０時から、和泉橋区民館で実施させていただきます。検討会では現在の取組状況や課題を共有するとともに、他自治体の事例を参考にしながら、より実効性の高い対策について意見交換を行わせていただきたいと思います。委員につきましては６月に報告させていただきましたが、町会、商店街、事業者、警察の関係者の代表者９名が集まって実施させていただきたいと思います。

報告は以上になります。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

客引き対策について、見直しについてです。検討会です。何か質疑はございますか。大丈夫ですか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。ありがとうございます。（発言する者あり）

秋谷委員。（「何、何。珍しい」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○秋谷委員 いや、大したことじゃないんですけど、私のことではないんですけども、何かあんまり地域を言っちゃうとあれだ、神田駅の近くで、微妙にばれないぼったくりみ

たいなのがあるらしいんですよね。（発言する者あり）額が、小さくわざとして、まあ、飲んだと言えばその額飲んだけど、やっぱり思い出すと飲んでいないな、みたいな。要は、目立つと、やっぱり警察に通報されちゃう。そういった点もちょっと含めて、丁寧に調査していただいて、安全なまちをつくっていただきたいなと思うんです。その点よろしくお願いいたします。

○皆川安全生活課長 秋谷委員から頂きましたご意見を、委託警備員また区職員と巡回しながら、情報収集に努めてまいりたいと思います。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 はい。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、本日はこの程度をもちまして閉会します。長時間お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後3時03分閉会